



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

省

令

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○**総務省令第百十二号**
危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十一項第四号の二の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のようて定める。
令和七年十二月二十三日
総務大臣 林 芳正

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年總理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。
規定の傍線を付した部分のようて改め、改正後欄に掲げる下「対象規定」というのは、これを加える。

	改	正	後
(磁粉探傷試験、浸透探傷試験及び渦電流探傷試験)			
第二十条の八 特定屋外貯蔵タンクの側板とアニュラ板（アニュラ板を設けないものにあつては、底板）アニュラ板とアニュラ板、アニュラ板と底板及び底板と底板との溶接継手（以下この項において「底部の溶接継手」という。並びに重ね補修に係る側板と側板との溶接継手、接液部に係るものに限る。）は、磁粉探傷試験を行い、次項に定める基準に適合するものでなければならぬ。ただし、磁粉探傷試験によることが困難な場合には、浸透探傷試験を行、これらにより、それぞれ次項又は第三項に定める基準に適合していると認められたことがあるものに限る。）が対象となる場合には、接続手（磁粉探傷試験又は浸透探傷試験によることが困難な場合、接液部に係るものに限る。）は、磁粉探傷試験を行うことができる。これらの場合は、それぞれ第三項又は第四項に定める基準に適合するものでなければならぬ。ただし、磁粉探傷試験によることが困難な場合には、浸透探傷試験を行うことができる。			
第二十条の八 特定屋外貯蔵タンクの側板とアニュラ板（アニュラ板を設けないものにあつては、底板）、アニュラ板とアニュラ板、アニュラ板と底板及び底板と底板との溶接継手並びに重ね補修に係る側板と側板との溶接継手（接液部に係るものに限る。）は、磁粉探傷試験を行い、次項に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、磁粉探傷試験によることが困難な場合は、浸透探傷試験を行うことができる。	(改)	(正)	(前)

附 則

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

○**文部科学省令第二十九号**
スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成三十年法律第五十八号）第二条

第三項の規定に基づき、スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令を次のようて定める。

令和七年十二月二十三日
文部科学大臣 松本 洋平

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令を次のようて定める。

令和八年一月一日

スボーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令（平成三十年文部科学省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二千二十五年の禁止表」を「二千二十六年の禁止表」に、「二千二十五年一月一日」を「二千二十六年一月一日」に改める。

附 則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

○**厚生労働省令第二十四号**
水質基準に関する省令の一部を改正する省令（令和七年環境省令第十九号）の施行に伴い、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を次のように定める。

令和七年十二月二十三日
厚生労働大臣 上野賢一郎

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を改正する省令の表のようて改正する。

	改	正	後
(飲料水に関する衛生上必要な措置等)			
第四条 (略)			
一・二 (略)			
三 (略)			
イ 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第一百一号。以下「水質基準省令」という。）の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十三の項、三十五の項、三十六の項、三十九の項、四十一の項及び四十七の項から五十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。			
口 水質基準省令の表中十の項、二十二の項から三十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間に中に一回、行うこと。	(改)	(正)	(前)
イ 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第一百一号。以下「水質基準省令」という。）の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十三の項、三十四の項、三十五の項、三十六の項、三十九の項、四十一の項及び四十七の項から五十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。			
口 水質基準省令の表中十の項、二十一の項から三十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間に中に一回、行うこと。			

四
イ
(略)

口 水質基準省令の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十三の項、三十五の項、三十六の項、三十九の項、四十一の項及び四十七の項から五十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に行うこと。

ハ 水質基準省令の表中十の項、二十二の項から三十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間に中に一回、行うこと。

二 水質基準省令の表中十四の項、十六の項から十九の項までの項、二十一の項及び四十六の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に行うこと。

附則
2 五〇八 (略)

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

改 (関税割当数量) 第五条 令第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、令和八年四月一日から令和九年三月三十日までの間は八千トンとする。	正 (関税割当数量) 第五条 令第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、令和七年四月一日から令和八年三月三十日までの間は八千四百トントする。	後
改 (関税割当数量) 第五条 令第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、令和八年四月一日から令和九年三月三十日までの間は八千トンとする。	正 (関税割当数量) 第五条 令第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、令和七年四月一日から令和八年三月三十日までの間は八千四百トントする。	前

四
イ
(略)

口 水質基準省令の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五一の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に行うこと。

ハ 水質基準省令の表中十の項、二十一の項から三十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間に中に一回、行うこと。

二 水質基準省令の表中十四の項、十六の項から二十の項までの項及び四十五の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に行うこと。

2 五〇八 (略)

その他告示

○法務省告示第百五十一号

土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第三条第一項第七号の規定に基づき、同号の团体として次の団体を指定する。

令和七年十二月二十三日

法務大臣 平口 洋

名 称	主たる事務所
公益社団法人民間総合調停センター	大阪市北区西天満二丁目十二番五号 大阪弁護士会館

S4.4.1 を次のように改める。

S4.4.1 アデノシン一りん酸活性化たんぱく質キナーゼ(AMPK)活性化剤(例えば、五-N、六-N-ビス(二-フルオロフェニル)-「-二・五)オキサジアゾロ「三・四-b」ピラジン-五・六-ジアミン(BAM-五)、AICAR、ミトコンドリアオーブンリーディングフレーム

十二-S-RNA-c(MOTS-c)ペルオキシソーム増殖因子活性化受容体デルタ(PPARデルタ)作用剤(例えば、二-(二-フルオロメチル)フェニル-チアゾール-五メチル-四-(四-メチル-二-(四-(トリメチルオーブンリーディングフレーム

五一、GW五〇-五一六)リバーブアルファ作用剤(例えば、SR九〇〇九、SR九〇一)

附属書Iの題名を次のように改める。
二千二十六年の禁止表(二千二十六年一月一日に効力を生ずる世界ドーピング防止規範)

S1.1 中 「類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する物質」を「類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する物質(それらのエヌテルを含む。)」に改める。

S2.1 中 「ペギネサタイド」の下に「ペグモレサタイド」を加える。

S3.1 中 「ペギネサタイド」の下に「ペグモレサ

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

M1.3 の次に次の 4 M1.4 を加える。	M1.4 一酸化炭素を供給するために再吸入装置又は 再吸入器を使用すること（医学的又は科学的専 門家の監督の下に、診断手続として行われる場 合を除く。）。
M3.2 正常な又は遺伝子が改変された細胞又は細胞 成分（例えば、核、細胞小器官（ミトコンドリ ア、リボソーム等））を使用すること。	M3.2 正常な又は遺伝子が改変された細胞又は細胞 成分（例えば、核、細胞小器官（ミトコンドリ ア、リボソーム等））を使用すること。
S6 中「フェンプロポレックス」の次に次のよう に加える。 A 中「フェンプロポレックス」の次に次のよう に加える。	S6 中「フェンプロポレックス」の次に次のよう に加える。 A 中「フェンプロポレックス」の次に次のよう に加える。
S6 例外中「二千二十五年の監視プログラム」を 「二千二十六年の監視プログラム」に改める。 S6 例外注 1 中「二千二十五年の監視プログラム」 を「二千二十六年の監視プログラム」に改める。 ○農林水産省告示第十九百三十九号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第 二十五条第一項の規定により、次のように保安林 の指定をする。	S6 例外中「二千二十五年の監視プログラム」を 「二千二十六年の監視プログラム」に改める。 S6 例外注 1 中「二千二十五年の監視プログラム」 を「二千二十六年の監視プログラム」に改める。 ○農林水産省告示第十九百三十九号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第 二十五条第一項の規定により、次のように保安林 の指定をする。
令和七年十二月二十三日 農林水産大臣 鈴木 憲和 一 保安林の所在場所 山形県西村山郡西川町大 字沼山字沢口三八四の四、一一九の一、字立 目三九三の一、三九三の二、三九三の四、三九 四の三 二 指定の目的 土砂の流出の防備 三 指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法 1 次の森林については、主伐は、択伐によ る。 字沢口三八四の四・一一九の一・字立 目三九三の一・三九三の四・三九四の三 (以上五筆について次の図に示す部分に限 る。) 2 その他の森林については、主伐に係る伐 採種を定めない。 3 主伐として伐採をることができる立木 は、当該立木の所在する市町村に係る市町 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 及び樹種 次とのとおりとする。 (次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、そ の図面及び関係書類を山形県庁及び西川町役場に 備え置いて縦覧に供する。)	令和七年十二月二十三日 農林水産大臣 鈴木 憲和 一 保安林の所在場所 山形県西村山郡西川町大 字沼山字沢口三八四の四、一一九の一、字立 目三九三の一、三九三の二、三九三の四、三九 四の三 二 指定の目的 土砂の流出の防備 三 指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法 1 次の森林については、主伐は、択伐によ る。 字沢口三八四の四・一一九の一・字立 目三九三の一・三九三の四・三九四の三 (以上五筆について次の図に示す部分に限 る。) 2 その他の森林については、主伐に係る伐 採種を定めない。 3 主伐として伐採をことができる立木 は、当該立木の所在する市町村に係る市町 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 及び樹種 次とのとおりとする。 (次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、そ の図面及び関係書類を山形県庁及び西川町役場に 備え置いて縦覧に供する。)
令和七年十二月二十三日 農林水産大臣 鈴木 憲和 一 保安林の所在場所 山形県西村山郡西川町大 字柳川字田ノ沢五八〇、字矢引沢一〇七五の六 二 指定の目的 土砂の流出の防備 三 指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法 1 次の森林については、主伐は、択伐によ る。 字田ノ沢五八〇・字矢引沢一〇七五の六 (以上二筆について次の図の示す部分に限 る。) 2 その他の森林については、主伐に係る伐 採種を定めない。	令和七年十二月二十三日 農林水産大臣 鈴木 憲和 一 保安林の所在場所 山形県西村山郡西川町大 字柳川字田ノ沢五八〇、字矢引沢一〇七五の六 二 指定の目的 土砂の流出の防備 三 指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法 1 次の森林については、主伐は、択伐によ る。 字田ノ沢五八〇・字矢引沢一〇七五の六 (以上二筆について次の図の示す部分に限 る。) 2 その他の森林については、主伐に係る伐 採種を定めない。
令和七年十二月二十三日 農林水産大臣 鈴木 憲和 一 解除に係る保安林の所在場所 群馬県利根郡 川場村大字川場湯原字早落二〇七九の六 (次の 図に示す部分に限る。) 二 保安林として指定された目的 水源の涵養 三 解除の理由 公共施設用地とするため (次の図) は、省略し、その図面を群馬県庁及 び川場村役場に備え置いて縦覧に供する。)	令和七年十二月二十三日 農林水産大臣 鈴木 憲和 一 解除に係る保安林の所在場所 群馬県利根郡 川場村大字川場湯原字早落二〇七九の六 (次の 図に示す部分に限る。) 二 保安林として指定された目的 水源の涵養 三 解除の理由 公共施設用地とするため (次の図) は、省略し、その図面を群馬県庁及 び川場村役場に備え置いて縦覧に供する。)
令和七年十二月二十三日 農林水産大臣 鈴木 憲和 一 保安林として指定された目的 水源の涵養 二 保安林として指定された目的 水源の涵養 三 解除の理由 道路用地とするため (次の図) は、省略し、その図面を鹿児島県庁及 び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。)	令和七年十二月二十三日 農林水産大臣 鈴木 憲和 一 保安林として指定された目的 水源の涵養 二 保安林として指定された目的 水源の涵養 三 解除の理由 道路用地とするため (次の図) は、省略し、その図面を鹿児島県庁及 び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第十九百四十八号

森林法(昭和11六年法律第二百四十九号)第116条第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十一月二十一日

- 農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 北海道千歳市
 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
 二 保安林として指定された目的 風害の防備
 三 解除の理由 道路用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第十九百五十分号

漁業法(昭和11四年法律第二百六十七号)第十五条第六項の規定に基づき、令和七年二月七日農林水産省告示第二百六十一号(特定水産資源(すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ(東部太平洋条約海域))に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件)の一部を次のよう変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十一月二十二日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」といふ。)についてに対する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分の上に改める。

改 正 後	改 正 前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ(東部太平洋条約海域)に関する令和7管理年度(すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和7年4月1日から翌年3月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和7年7月1日から翌年6月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和7年4月1日から翌年3月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和7年7月1日から翌年6月	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ(東部太平洋条約海域)に関する令和7管理年度(すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和7年4月1日から翌年3月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和7年7月1日から翌年6月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和7年4月1日から翌年3月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和7年7月1日から翌年6月

○農林水産省告示第十九百四十九号

森林法(昭和11六年法律第二百四十九号)第116条第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十一月二十一日

- 農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 青森県上北郡七戸町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
 三 解除の理由 水道事業用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

30日まで、くろまぐろ(東部太平洋条約海域)にあっては令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第四 (略)

第五 するめいか

一 (略)

二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係)

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	4,947
(略)	(略)
山形県	201
(略)	(略)
兵庫県	96
(略)	(略)
鳥取県	96
(略)	(略)
山口県	96
(略)	(略)
長崎県	1,053
(略)	(略)

三 大臣管理漁獲可能量(法第15条第1項第3号関係)

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	7,795

30日まで、くろまぐろ(東部太平洋条約海域)にあっては令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第四 (略)

第五 するめいか

一 (略)

二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係)

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	3,898
(略)	(略)
山形県	現行水準
(略)	(略)
兵庫県	現行水準
(略)	(略)
鳥取県	現行水準
(略)	(略)
山口県	現行水準
(略)	(略)
長崎県	現行水準
(略)	(略)

三 大臣管理漁獲可能量(法第15条第1項第3号関係)

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	7,296

(略)	(略)	(略)
するめいか大 臣許可いか釣 り漁業	2,831	するめいか大 臣許可いか釣 り漁業
(略)	(略)	(略)
第六～第八 (略)	第六～第八 (略)	第六～第八 (略)
特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定するので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。	特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定するので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。	特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定するので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。
令和7年12月23日	令和7年12月23日	令和7年12月23日
名称 巨瀬川特定都市河川流域	名称 巨瀬川特定都市河川流域	名称 巨瀬川特定都市河川流域
区域 福岡県久留米市、うきは市のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域 (図面省略)	区域 福岡県久留米市、うきは市のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域 (図面省略)	区域 福岡県久留米市、うきは市のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域 (図面省略)
その関係図面は、九州地方整備局及び筑後川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。	その関係図面は、九州地方整備局及び筑後川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。	その関係図面は、九州地方整備局及び筑後川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
別表 巨瀬川特定都市河川	別表 巨瀬川特定都市河川	別表 巨瀬川特定都市河川
名 称	上 流 端	下 流 端
区 間		
巨瀬川	左岸 右岸 一地先 うきは市浮羽町妹川字下小坪三千五百四十五番一地先	左岸 右岸 先 うきは市吉井町福益字内畑二百六十二番一地
不動川	左岸 右岸 久留米市山本町耳納字今泉千六百六十四番一地先	左岸 右岸 久留米市草野町吉木字上大日一番一地先ノ西吉木橋
藤町川	左岸 右岸 久留米市草野町吉木字上大日一番一地先ノ西吉木橋	左岸 右岸 久留米市草野町吉木字三光千二百三十一番一地先
三光川	左岸 右岸 久留米市草野町紅桃林字立頭三十四番一地先	左岸 右岸 久留米市草野町矢作字居金口一番一地先
発心川	左岸 右岸 地先	左岸 右岸 久留米市草野町紅桃林字清水二百六十八番一地先
	巨瀬川への合流点	巨瀬川への合流点

改 正 後	(維持管理計画等)	改 正 前
第一 条 (略)	第一 条 (略)	第一 条 (略)
3 2 (略)	3 2 (略)	3 2 (略)
維持管理計画等は、前項に規定するものほか、次の各号に掲げる事項について定めることを標準とする。	維持管理計画等は、前項に規定するものほか、次の各号に掲げる事項について定めることを標準とする。	維持管理計画等は、前項に規定するものほか、次の各号に掲げる事項について定めることを標準とする。
一 当該施設の供用期間	一 当該施設の供用期間	一 当該施設の供用期間
二 当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理並びに当該施設の置かれ る気象の状況及び将来の見通しを勘案し た維持管理についての基本的な考え方	二 当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理並びに当該施設の置かれ る気象の状況及び将来の見通しを勘案し た維持管理についての基本的な考え方	二 当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理並びに当該施設の置かれ る気象の状況及び将来の見通しを勘案し た維持管理についての基本的な考え方
(新設)		

(一) 場事務所の廃止
 (二) 変更年月日 令和八年一月一日
 (三) 場事務所の名称及び所在地の削除
 (四) 廃止年月日 令和八年一月一日

○国土交通省告示第千八十五号
 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があつたので、同法第二十条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。
 令和七年十二月二十三日 国土交通大臣 金子 恭之
 一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があつた件
 一 危険物の収納・積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)第一百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第一百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う事業所の変更
 八戸事業所の名称の変更
 (一) 事業所の名称の変更
 (二) 変更前 八戸事業所
 (三) 変更後 八戸事業所
 大阪府堺市西区浜寺石津町東一丁2番21号

○国土交通省告示第三項第一号で定める供用期間の変更又は維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、維持管理計画等を変更する」とを標準とする。

6 (略)
 6 当該施設の用途の変更、第三項第一号で定める供用期間の変更又は維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、維持管理計画等を変更する」とを標準とする。

7 (略)
 7 (管理委託に係る技術基準対象施設の維持管理)
 第六条 (略)

3 2 (略)
 3 国土交通大臣は、管理を委託している技術基準対象施設の用途の変更、第二条第三項第一号で定める供用期間の変更又は維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、港湾管理者と協議の上、維持管理計画を変更できるものとする。

4 5 (略)

4 (略)
 4 当該施設の用途の変更、維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、維持管理計画等を変更する」とを標準とする。

7 (略)
 7 (管理委託に係る技術基準対象施設の維持管理)
 第六条 (略)

3 2 (略)
 3 国土交通大臣は、管理を委託している技術基準対象施設の用途の変更、維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、港湾管理者と協議の上、維持管理計画を変更できるものとする。

4 5 (略)

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○関東地方整備局告示第一百五十九号
 次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係面は、令和七年十二月二十三日から一週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類 一般国道
 (二) 路線名 一号
 (三) 道路の区域

区	間	変更前	敷地の幅員	延長
(一) 関東地方整備局長 橋本 雅道	東京都港区虎ノ門一丁目三〇〇番一から同区虎ノ門一丁目三〇〇番三まで	二八・一〇・四一・九〇	メートル	キロメートル
(二) 国面縦覧場所 関東地方整備局及び同局東京国道事務所	同上	三〇・〇〇・四一・九〇	メートル	キロメートル
(三) 道路の区域	同上	〇・〇〇・九〇	メートル	キロメートル

(四) 国面縦覧場所 関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第一百五十四号
 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係面は、令和七年十二月二十三日から一週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類 一般国道
 (二) 路線名 一号
 (三) 道路の区域

区	間	変更前	敷地の幅員	延長
(一) 関東地方整備局長 橋本 雅道	東京都港区虎ノ門一丁目三〇〇番一から同区虎ノ門一丁目三〇〇番三まで	二八・一〇・四一・九〇	メートル	キロメートル
(二) 国面縦覧場所 関東地方整備局及び同局東京国道事務所	同上	三〇・〇〇・四一・九〇	メートル	キロメートル
(三) 道路の区域	同上	〇・〇〇・九〇	メートル	キロメートル

○中部地方整備局告示第百十号
 次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係面は、令和七年十二月二十三日から一週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類 一般国道
 (二) 路線名 一号
 (三) 道路の区域

区	間	変更前	敷地の幅員	延長
(一) 中部地方整備局長 森本 輝	同上	二〇・六七・七五・五一	メートル	キロメートル
(二) 国面縦覧場所 中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所	同上	〇・五九八	メートル	キロメートル
(三) 道路の区域	同上	〇・五九八	メートル	キロメートル

瑞宝 双葉渡吉田山内矢守留持目村光本柳井正義正人
瑞宝 双葉渡部公正正馨正人
瑞宝 双葉渡吉田山内矢守留持目村光本柳井正義正人
瑞宝 双葉渡吉田山内矢守留持目村光本柳井正義正人

瑞宝 双葉渡吉田山内矢守留持目村光本柳井正義正人
瑞宝 双葉渡吉田山内矢守留持目村光本柳井正義正人
瑞宝 双葉渡吉田山内矢守留持目村光本柳井正義正人
瑞宝 双葉渡吉田山内矢守留持目村光本柳井正義正人

瑞宝 双葉渡吉田山内矢守留持目村光本柳井正義正人
瑞宝 双葉渡吉田山内矢守留持目村光本柳井正義正人
瑞宝 双葉渡吉田山内矢守留持目村光本柳井正義正人
瑞宝 双葉渡吉田山内矢守留持目村光本柳井正義正人

瑞宝 双葉渡吉田山内矢守留持目村光本柳井正義正人
瑞宝 双葉渡吉田山内矢守留持目村光本柳井正義正人
瑞宝 双葉渡吉田山内矢守留持目村光本柳井正義正人
瑞宝 双葉渡吉田山内矢守留持目村光本柳井正義正人

皇室事項

御祝電
天皇陛下は、バルバドス大統領エフリード・ヴィッソントン・ボスティック閣下の大統領閣下就任につき、十一月十六日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

北海道開発局公宗
河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、令和七年十二月三日に、沙流川水系河川整備計画【大臣管理区間】を変更したので、同条第七項の規定において準用する同条第六項の規定に基づき公表する。
令和七年十二月二十三日
北海道開発局長 遠藤 達哉

北海道開発局公宗
河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第二項の規定に基づき、令和七年十二月三日に、鵡川水系河川整備計画【大臣管理区間】を変更したので、同条第七項の規定において準用する同条第六項の規定に基づき公表する。
令和七年十二月二十三日
北海道開発局長 遠藤 達哉

文教

日本学士院新会員の選定について
日本学士院は、令和7年12月12日開催の第1194回総会において、日本学士院法第3条の規定により、下記の9名を日本学士院会員に選定した。
令和7年12月23日

日本学士院長 野依 良治
記
第1部第1分科 博士（社会 稲上 義学）
第1分科 博士（文学）川合 康三
第3分科 経済学博士 宮本 又郎
第3分科 Ph.D. 青木 玲子
第2部第4分科 理学博士 長谷川 昭
第5分科 Ph.D. 藤野 陽三
第5分科 工学博士 大野 英男
第6分科 農学博士 難波 成任
第6分科 農学博士 松岡 信

公告

諸事項

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第1項の規定に基づき、下記金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の2の規定により公告する。

記

1. 商号 第一プレミア証券株式会社
2. 本店所在地 東京都渋谷区神泉町9-1
3. 登録番号 関東財務局長（金商）第162号
4. 登録年月日 平成19年9月30日
5. 行政処分の年月日 令和7年12月3日
6. 行政処分の内容
関東財務局長（金商）第162号の登録を取り消す。

令和7年12月23日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第30162号

静岡市清水区今泉77番地の34
申立人 吉川 均
本籍静岡県静岡市駿河区馬渓2丁目125番地、最後の住所静岡市駿河区下川原4丁目20番15号、死亡の場所静岡県静岡市葵区、死亡年月日令和7年2月7日、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和29年8月28日、職業会社役員
被相続人 死 村松 泰好
静岡市葵区西草深町4番13号 栗原法律事務所
相続財産清算人 弁護士 栗原 孝明
催告期間満了日 令和8年7月14日
静岡家庭裁判所

令和7年（家）第325号

三重県四日市市堀木1丁目2番25号
申立人 コープ野村四日市管理組合

本籍愛知県名古屋市中村区白子町4丁目9番地、最後の住所三重県四日市市堀木1丁目2番25-909号コープ野村四日市、死亡の場所三重県四日市市、死亡年月日令和4年12月11日頃から20日頃までの間、出生の場所三重県四日市市、出生年月日昭和37年6月28日、職業不明

被相続人 死 早川 政邦

事務所三重県桑名市寿町3丁目11番太平洋桑名ビル6階 伊勢湾総合法律事務所

相続財産清算人 松井 太一

催告期間満了日 令和8年7月16日

津家庭裁判所四日市支部

令和7年（家）第2109号

福岡県飯塚市鯉田2517番地8県営住宅愛宕団地5棟408号

申立人 菅原 節子

本籍愛媛県松山市木屋町4丁目61番地、最後の住所滋賀県栗東市総3丁目13番5-102号グランバス栗東B、死亡の場所滋賀県栗東市、死亡年月日令和4年6月1日頃から10日頃までの間、出生の場所福岡県嘉穂郡桂川町、出生年月日昭和34年12月3日、職業不明

被相続人 死 藤田 昌宏

滋賀県大津市梅林1丁目3番13号リンカーンビル3階大津駅前法律事務所

相続財産清算人 弁護士 遠藤 大輔

催告期間満了日 令和8年7月27日

大津家庭裁判所

令和7年（家）第548号

兵庫県たつの市龍野町片山106番地1

申立人 山本 浩治

本籍兵庫県たつの市新宮町牧2300番地、最後の住所兵庫県たつの市龍野町富永477番地5、死亡の場所兵庫県たつの市、死亡年月日推定令和5年12月、出生の場所兵庫県揖保郡新宮町、出生年月日昭和38年3月5日、職業無職

被相続人 死 西川 千尋

兵庫県姫路市南駅前町63クリスタルビル301丸尾法律事務所

相続財産清算人 弁護士 丸尾 明弘

催告期間満了日 令和8年7月10日

神戸家庭裁判所龍野支部

令和7年(家)第40899号

神奈川県横須賀市大瀬町2丁目2番地
申立人 湘南信用金庫

本籍神奈川県横浜市中区本牧元町195番地、
最後の住所横浜市中区本牧町1丁目16番地
23、死亡の場所神奈川県横浜市中区、死亡年
月日推定令和6年12月31日、出生の場所神奈
川県横浜市中区、出生年月日昭和27年11月6
日、職業個人事業主

被相続人 亡 大竹 雅子

事務所横浜市中区海岸通4-23マリンビル5
階

相続財産清算人 弁護士 伊澤 一美

催告期間満了日 令和8年7月16日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第4027号

京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

申立人 京丹後市長 中山 泰

本籍京都府京丹後市峰山町長岡378番地、最
後の住所京都府京丹後市大宮町善王寺404番
地 市営住宅姫御前団地 3号、死亡の場所
京都府京丹後市、死亡年月日令和6年8月16
日、出生の場所京都府中郡長善村、出生年月
日昭和25年2月17日、職業会社員

被相続人 亡 老糸 守雄

事務所京都府京丹後市峰山町富貴屋35サン
ロードエイト西側2階 弁護士法人たんご法
律事務所 峰山事務所

相続財産清算人 弁護士 藤居 弘之

催告期間満了日 令和8年7月16日

京都家庭裁判所宮津支部

令和7年(家)第20169号

大分県別府市上田の湯町15番40号

申立人 社会福祉法人別府市社会福祉協議会
本籍福岡県久留米市安武町安武本3312番地
4、最後の住所大分県別府市南莊園町50番8
号、死亡の場所大分県別府市、死亡年月日令
和7年7月13日、出生の場所朝鮮京城府中区
黄金町、出生年月日昭和20年4月18日、職業
無職

被相続人 亡 井上 周子

大分県別府市大字北石垣720番地の6

相続財産清算人 司法書士 笠岡 和惠

催告期間満了日 令和8年7月17日

大分家庭裁判所

令和7年(家)第78号

鹿児島県大島郡龍郷町中勝1316番地2

申立人 奥村 哲二

本籍鹿児島県奄美市名瀬伊津部1041番地1、
最後の住所鹿児島県奄美市名瀬平田町2番30
号、死亡の場所鹿児島県奄美市、死亡年月日
令和7年4月8日、出生の場所鹿児島県大島
郡笠利村、出生年月日大正15年4月2日、職
業無職

被相続人 亡 伊添 サエ

鹿児島県奄美市名瀬小浜町4番28号A I S ビ
ル1F 法テラス奄美法律事務所

相続財産清算人 弁護士 野間 修平

催告期間満了日 令和8年7月17日

鹿児島家庭裁判所名瀬支部

令和7年(家)第918号

北九州市八幡西区藤田4丁目3番1号

申立人 アネシス黒崎管理組合

本籍北九州市八幡西区藤田4丁目3番、最
後の住所北九州市八幡西区藤田4丁目3番1—
1201号、死亡の場所福岡県北九州市八幡西区、
死亡年月日推定令和5年9月17日、出生的場
所佐賀県唐津市、出生年月日昭和46年4月5
日、職業無職

被相続人 亡 藤川 博文

事務所北九州市小倉北区田町11番10号オーネ
ク田町ハイツ805号

相続財産清算人 司法書士 芳野 剛志

催告期間満了日 令和8年7月17日

福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年(家)第9216号

北九州市小倉北区昭和町19番10-906号

申立人 森上恵美香

本籍北九州市小倉北区泉台3丁目867番地15、
最後の住所北九州市小倉北区泉台3丁目5番
4号、死亡の場所北九州市小倉北区、死亡年
月日令和7年8月24日、出生の場所福岡県小
倉市、出生年月日昭和11年1月2日、職業無
職

被相続人 亡 竹下 尚子

事務所北九州市小倉北区昭和町19番10-906
号

相続財産清算人 司法書士 森上恵美香

催告期間満了日 令和8年7月13日

福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年(家)第40372号

東京都港区芝2丁目31番19号

申立人 AGビジネスサポート株式会社

本籍北海道札幌市中央区北4条西5丁目1番
地、最後の住所札幌市中央区円山西町1丁目
1番1-408号、死亡の場所北海道札幌市手
稲区、死亡年月日令和7年2月11日、出生的
場所北海道札幌市、出生年月日昭和23年11月
16日、職業自営業

被相続人 亡 岩田 卓郎

札幌市中央区北1条西10丁目1番地15UD札
幌北一条ビル6階 桶谷法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長崎 拓也

催告期間満了日 令和8年7月24日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第724号

東京都千代田区丸の内1丁目3番3号

申立人 みずほ信託銀行株式会社

本籍奈良県大和郡山市城南町370番地1、最
後の住所奈良県大和郡山市城南町4番53号、
死亡の場所奈良県天理市、死亡年月日令和7
年7月8日、出生的場所奈良県大和郡山市、
出生年月日昭和34年9月29日、職業不動産賃
貸業

被相続人 亡 米山 昌利

奈良市登大路町11番地の1登大路プラツツ3
階

相続財産清算人 松本 浩志

催告期間満了日 令和8年7月26日

奈良家庭裁判所

令和7年(家)第8129号

静岡県御殿場市中畑359番地の6

申立人 大棟 陽子

本籍静岡県御殿場市印野2103番地3、最
後の住所静岡県御殿場市中畑471番地の7、死
亡の場所静岡県御殿場市、死亡年月日令和4年
10月5日、出生的場所静岡県御殿場市、出生
年月日昭和49年3月9日、職業不明

被相続人 亡 岩瀬由布子

静岡県沼津市御幸町25番33号 Mビル1階
はまゆう法律事務所

相続財産清算人 白井 正人

催告期間満了日 令和8年7月30日

静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年(家)第339号

香川県高松市西宝町2丁目11番16号

申立人 労住協第14ビル管理組合

本籍香川県高松市西宝町2丁目11番、最
後の住所香川県高松市西宝町2丁目11番16-410
号 西宝町マンション、死亡の場所香川県丸
龜市、死亡年月日平成28年2月29日、出生的
場所徳島県阿波郡八幡町、出生年月日昭和2
年10月18日、職業不明

被相続人 亡 三浦 和平

香川県高松市天神前9-15 歌谷ビル302

加藤・犬伏法律事務所

相続財産清算人 弁護士 加藤 創一

催告期間満了日 令和8年7月31日

高松家庭裁判所

令和7年(家)第7287号

千葉県船橋市みやぎ台4丁目6番14号

申立人 片山 恵子

本籍福岡県福岡市中央区警固2丁目17番、最
後の住所福岡県福岡市中央区渡辺通5丁目10
番9-306号プライム天神、死亡の場所福岡
県福岡市中央区、死亡年月日令和4年6月15
日、出生的場所千葉県千葉市、出生年月日昭
和29年3月5日、職業アルバイト

被相続人 亡 日暮 博俊

事務所福岡県福岡市中央区荒戸3-1-26-1
カーサ・デ・ソレイユ2階

相続財産清算人 弁護士 愛甲 栄治

催告期間満了日 令和8年7月31日

福岡家庭裁判所

令和7年(家)第7293号

福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号

申立人 福岡県信用保証協会

本籍鹿児島県鹿児島市城西3丁目2番地7、
最後の住所福岡県宗像市徳重542番地3、死
亡の場所福岡県宗像市、死亡年月日令和6年
8月31日、出生的場所鹿児島県出水郡阿久根
町、出生年月日昭和22年2月21日、職業会社
役員

被相続人 亡 松尾 满喜

事務所福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目6番23
号サンハイツ舞鶴305号

相続財産清算人 司法書士 木津圭太郎

催告期間満了日 令和8年7月31日

福岡家庭裁判所

令和7年（家）第7294号
山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1
申立人 田布施町
本籍山口県熊毛郡田布施町大字麻郷奥288番地、最後の住所福岡県大野城市錦町2丁目1番22-403号ヴィルヌーブ春日原、死亡の場所福岡県春日市、死亡年月日令和5年8月24日、出生の場所山口県熊毛郡麻郷村、出生年月日昭和10年12月20日、職業不明
被相続人 亡 岸 正義
事務所山口県周南市緑町1丁目47番地美重ビル2階
相続財産清算人 弁護士 山田 貴之
催告期間満了日 令和8年7月31日
福岡家庭裁判所

令和7年（家）第5178号
福島県いわき市平字白銀町39-5 フローレンス吉村101
申立人 有馬 雅子
本籍神奈川県横浜市磯子区森3丁目649番地、最後の住所神奈川県横須賀市湘南鷹取6丁目6番7号、死亡の場所神奈川県横須賀市、死亡年月日推定令和7年3月18日、出生の場所神奈川県横浜市南区、出生年月日昭和37年10月16日、職業無職
被相続人 亡 渡邊 洋一
事務所神奈川県横須賀市米が浜通1丁目7番地2サクマ横須賀ビル3階302
相続財産清算人 弁護士 駒田 英隆
催告期間満了日 令和8年7月6日
横浜家庭裁判所横須賀支部

令和7年（家）第40261号
兵庫県豊岡市千代田町1番5号
申立人 株式会社但馬銀行
本籍兵庫県神戸市北区東大池1丁目19番、最後の住所神戸市北区東大池1丁目19番15号、死亡の場所兵庫県神戸市北区、死亡年月日令和4年1月23日、出生の場所満州国東満総省林口県、出生年月日昭和19年6月25日、職業自営業
被相続人 亡 中村 昭男
神戸市中央区橋通2-1-9グリーンビル3階すずらん法律事務所
相続財産清算人 弁護士 八隅美佐子
催告期間満了日 令和8年7月8日
神戸家庭裁判所

令和7年（家）第40493号
兵庫県伊丹市野間8丁目2番37号
申立人 日生下千里
本籍大阪市北区中津3丁目25番地、最後の住所神戸市北区上津台6丁目36番3号、死亡の場所兵庫県神戸市北区、死亡年月日令和5年7月4日頃、出生の場所大阪府大阪市大淀区、出生年月日昭和18年6月11日、職業不明
被相続人 亡 花岡 正治
神戸市中央区相生町1丁目2番1号 東成ビル4階 あいおい法律事務所
相続財産清算人 弁護士 白子 雅人
催告期間満了日 令和8年7月6日
神戸家庭裁判所

令和7年（家）第5035号
山口県周南市梅園町3丁目1番1号
申立人 梅園ハイツ管理組合
本籍山口県周南市飯島町1丁目9番地、最後の住所山口県周南市梅園町3丁目1番地梅園ハイツ705号、死亡の場所山口県周南市、死亡年月日令和6年4月26日、出生の場所山口県玖珂郡柳井町、出生年月日昭和23年8月15日、職業無職
被相続人 亡 立川 恵子
山口県下松市瑞穂町4丁目10番24号
相続財産清算人 司法書士 野村 卓志
催告期間満了日 令和8年7月10日
山口家庭裁判所周南支部

令和7年（家）第40126号
盛岡市湯沢東1丁目5番6号
申立人 吉田 進
本籍岩手県盛岡市中央通2丁目160番地、最後の住所盛岡市中央通3丁目5番24号、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日令和7年10月2日、出生の場所岩手県盛岡市、出生年月日昭和33年11月21日、職業無職
被相続人 亡 佐々木利弥
事務所盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2階 法テラス岩手法律事務所
相続財産清算人 弁護士 影山 友康
催告期間満了日 令和8年7月10日
盛岡家庭裁判所

令和7年（家）第30178号
宮城県多賀城市浮島字高原164番地5
申立人 加藤わか子
本籍宮城県宮城郡利府町青葉台3丁目1番地197、最後の住所宮城県宮城郡利府町青葉台3丁目1番地197、死亡の場所宮城県宮城郡利府町、死亡年月日令和6年9月21日、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和36年7月3日、職業無職
被相続人 亡 小原 和博
仙台市青葉区片平1丁目2番22号 ロイヤーパーク6階 弁護士法人杜協同法律事務所
相続財産清算人 弁護士 三橋要一郎
催告期間満了日 令和8年7月14日
仙台家庭裁判所

令和7年（家）第563号
仙台市青葉区宮町1丁目3番3-407号
申立人 東寺 大輔
本籍宮城県東松島市宮戸字三サ河30番地、最後の住所宮城県東松島市宮戸字三サ河30番地、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日令和7年9月19日、出生の場所宮城県桃生郡鳴瀬町、出生年月日昭和26年1月26日、職業無職
被相続人 亡 鈴木 勝吉
仙台市青葉区片平1-1-11カタヒラビル2階つばさ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 斎藤 耕平
催告期間満了日 令和8年7月11日
仙台家庭裁判所石巻支部

令和7年（家）第1716号
富山市總曲輪2丁目1番3号富山商工会議所ビル7階
申立人 一般社団法人社労士成年後見センター 富山
本籍富山市高岡市城光寺365番地、最後の住所富山市高岡市城光寺365番地、死亡の場所富山市高岡市、死亡年月日令和7年4月22日、出生の場所富山市高岡市、出生年月日昭和33年5月15日、職業無職
被相続人 亡 工 和枝
事務所富山市堀川小泉町809-1 サンリッチ堀川小泉101号室 弁護士法人法優法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小林 幸平
催告期間満了日 令和8年7月10日
富山家庭裁判所高岡支部

令和7年（家）第40696号
東京都千代田区内神田1丁目18番14号
申立人 株式会社エイ・エス・アイ総研
本籍東京都大田区山王2丁目1923番地、最後の住所横浜市栄区上郷町262番地の32 3号館308号、死亡の場所神奈川県横浜市栄区、死亡年月日令和6年10月15日、出生の場所東京市蒲田区、出生年月日昭和15年11月25日、職業会社代表者
被相続人 亡 野尻 信弘
事務所横浜市中区山下町207-2 開内JSビル7階
相続財産清算人 弁護士 堀口憲治郎
催告期間満了 令和8年7月16日
横浜家庭裁判所

令和7年（家）第40873号
横浜市中区尾上町2丁目16番地1
申立人 横浜信用金庫
本籍神奈川県横浜市青葉区田奈町30番地6、最後の住所横浜市緑区長津田町2133番地1パナビレッジD棟、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日令和7年4月11日、出生の場所神奈川県横浜市緑区、出生年月日昭和44年10月21日、職業会社役員
被相続人 亡 鈴木 賢一
事務所横浜市中区山下町252グランベル横浜ビル10階
相続財産清算人 弁護士 野呂 芳子
催告期間満了日 令和8年7月16日
横浜家庭裁判所

令和7年（家）第40916号
東京都港区浜松町2丁目3番1号
申立人 リサRT債権回収株式会社
本籍東京都杉並区善福寺3丁目27番、最後の住所横浜市港北区小机町868番地1 新横浜ビルレッジヒルズ606号、死亡の場所神奈川県横浜市港北区、死亡年月日令和6年3月15日、出生の場所愛知県名古屋市南区、出生年月日昭和30年3月1日、職業不明
被相続人 亡 林 良尚
事務所横浜市中区山下町252グランベル横浜ビル10階
相続財産清算人 弁護士 野呂 芳子
催告期間満了日 令和8年7月16日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40921号

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町90番地2ワ
コーレツツ沢公園II304号
申立人 千葉 彩子
本籍神奈川県横浜市青葉区美しが丘西2丁目
15番地9、最後の住所神奈川県横浜市中区根
岸旭台20番地1旭台ハイツB棟211号室、死
亡の場所神奈川県横浜市中区、死亡年月日令
和7年5月10日、出生の場所福島県伊達郡靈
山町、出生年月日昭和30年4月23日、職業自
営業

被相続人 亡 千葉 誠一

事務所神奈川県横浜市中区山下町89—6 H F
横浜山下ビルディング3階

相続財産清算人 弁護士 飯島奈津子

催告期間満了日 令和8年7月16日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40389号

札幌市南区澄川4条5丁目5番20号

申立人 鈴木 郁子

本籍北海道札幌市中央区南4条西21丁目2
番、最後の住所札幌市中央区南14条西18丁目
6番22号S O M P O ケアラヴィーレジデン
ス旭ヶ丘203号、死亡の場所北海道札幌市中
央区、死亡年月日令和7年4月20日、出生的
場所北海道旭川市、出生年月日昭和23年10
月24日、職業無職

被相続人 亡 岡部 雅史

事務所札幌市中央区南1条西24丁目1番30号
円山O C T b 1 d. 2階札幌ひかり法律事務
所

相続財産清算人 弁護士 出崎 竜也

催告期間満了日 令和8年7月20日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第187号

宮城県登米市迫町北方字仮屋14番地

申立人 千葉 良晃

本籍宮城県登米市迫町北方字仮屋14番地、最
後の住所宮城県登米市迫町北方字仮屋14番
地、死亡の場所宮城県登米市、死亡年月日令
和5年6月30日、出生の場所宮城県栗原郡若
柳町、出生年月日平成元年3月15日、職業会
社員

被相続人 亡 千葉 隆志

宮城県登米市迫町佐沼字中江4—1—1
118ビル202

相続財産清算人 弁護士 及川 肇

催告期間満了日 令和8年7月24日

仙台家庭裁判所登米支部

令和7年(家)第7098号

東京都墨田区石原4丁目25番3リビオ錦糸町
305

申立人 小松崎眞弓

本籍千葉県市原市東国吉307番地、最後的住
所千葉県旭市二の5971番地97、死亡の場所千
葉県旭市、死亡年月日令和6年6月21日ころ
から30日ころまでの間、出生の場所岐阜県大
野郡白川村、出生年月日昭和34年12月2日、
職業会社員

被相続人 亡 鵜田 勉

事務所千葉市中央区中央3丁目8番8号中央
C I B 6階 稲垣法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井原 真吾

催告期間満了日 令和8年7月27日

千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年(家)第7794号

岐阜県多治見市笠原町3906番地1

申立人 水野 博敏

本籍岐阜県多治見市笠原町737番地2、最後
の住所愛知県春日井市藤山台3丁目1番地8
319号棟209号室、死亡の場所愛知県春日井市、
死亡年月日令和7年4月3日、出生の場所岐
阜県土岐郡下石町、出生年月日昭和23年1月
2日、職業無職

被相続人 亡 山田 豊司

事務所愛知県春日井市勝川町7丁目35番地L
I P R O 勝川2階南 市川・藤川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 藤川 誠二

催告期間満了日 令和8年7月24日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第30174号

東京都中央区八重洲2丁目10番17号

申立人 株式会社商工組合中央金庫

本籍静岡県静岡市清水区御門台585番地37、
最後の住所静岡市清水区御門台28番20号、死
亡の場所静岡県静岡市葵区、死亡年月日令
和7年2月3日、出生の場所静岡県清水市、出
生年月日昭和39年4月15日、職業美容師

被相続人 亡 松島 章裕

静岡市葵区伝馬町8—6 トップセンタービ
ル13階 共和法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山本 純

催告期間満了日 令和8年7月27日

静岡家庭裁判所

令和7年(家)第6052号

東京都中央区勝どき2丁目8番12号

申立人 中銀ライフケア来の宮管理組合管理者
中銀インテグレーション株式会社

本籍熊本県山鹿市鹿央町千田4018番地、最後
の住所静岡県熱海市梅園町22番50号中銀ライ
フケア来の宮B棟316号、死亡の場所神奈川
県足柄下郡湯河原町、死亡年月日令和3年4
月3日、出生の場所福岡県朝倉郡三輪村、出
生年月日昭和27年4月2日、職業不詳

被相続人 亡 江藤 賢嗣

静岡県沼津市市場町7番1号相良法律事務所
相続財産清算人 弁護士 相良 優太

催告期間満了日 令和8年7月27日

静岡家庭裁判所熱海出張所

令和7年(家)第81415号

大阪市中央区道修町3丁目4番11号

申立人 千島土地株式会社

本籍大阪府大阪市住之江区北加賀屋2丁目4
番、最後の住所大阪市住之江区北加賀屋2丁
目4番22号、死亡の場所大阪府大阪市住之江
区、死亡年月日令和7年8月16日、出生的
場所大阪府大阪市住吉区、出生年月日昭和29年
5月6日、職業不明

被相続人 亡 原田美智子

大阪市中央区北浜1丁目1番21号 第二中井
ビル3階

相続財産清算人 弁護士 有田 沙織

催告期間満了日 令和8年7月27日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第1219号

和歌山市美園町5丁目3番地3

申立人 櫻井 重雄

本籍和歌山県日高郡日高川町大字上初湯川
344番地、最後の住所和歌山市美園町5丁目
3番地3櫻井重雄方、死亡の場所和歌山県和
歌山市、死亡年月日令和6年5月31日、出生
の場所和歌山県日高郡川上村、出生年月日昭
和18年5月5日、職業無職

被相続人 亡 瀧本 道代

和歌山市板屋町22番地 和歌山中央通りビル
403号 田中祥博法律事務所

相続財産清算人 弁護士 尾野 大樹

催告期間満了日 令和8年7月27日

和歌山家庭裁判所

令和7年(家)第7241号

福岡県福岡市博多区美野島3丁目5番4号バ
インヒルズ美野島101号

申立人 佐藤 直幸

本籍福岡県福岡市東区大字志賀島788番地1、
最後の住所福岡県福岡市東区西戸崎6丁目7
番17号有料老人ホームげんき、死亡の場所福
岡県福岡市東区、死亡年月日令和7年1月6
日、出生の場所福岡県糟屋郡志賀島村、出生
年月日昭和9年1月21日、職業無職

被相続人 亡 坂本美代子

事務所福岡県福岡市博多区美野島3丁目5番
4号バインヒルズ美野島101号

相続財産清算人 司法書士 佐藤 直幸

催告期間満了日 令和8年7月31日

福岡家庭裁判所

令和7年(家)第7297号

福岡市中央区大名2丁目10番1号シャンボ
ル大名A棟1207号

申立人 加留部恭子

本籍福岡県福津市福間南1丁目411番地、最
後の住所福岡県福岡市東区松島1丁目24番19
号、死亡の場所福岡県田川郡福智町、死亡年
月日令和7年6月14日、出生の場所福岡県福
岡市、出生年月日昭和30年3月21日、職業無
職

被相続人 亡 森 繁隆

事務所福岡市中央区舞鶴3丁目6番23号サン
ハイツ舞鶴305号

相続財産清算人 司法書士 村田 圭亮

催告期間満了日 令和8年7月31日

福岡家庭裁判所

令和7年(家)第80454号

埼玉県川口市中青木3丁目9番2号

申立人 青木町ハイツ管理組合

本籍埼玉県川口市中青木3丁目9番、最後の
住所埼玉県川口市中青木3丁目9番2—305
号、死亡の場所埼玉県川口市、死亡年月日令
和6年6月11日から20日までの間、出生的
場所福岡県鞍手郡宮田町、出生年月日昭和27年
7月10日、職業不詳

被相続人 亡 竹之内謙一

事務所埼玉県さいたま市南区沼影1—11—2
武藏浦和スカイ&ガーデンA1103号室塙田總
合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 塙田 壮一

催告期間満了日 令和8年7月7日

さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第90853号

東京都八王子市南町1-12
申立人 センチュリー八王子南町管理組合
本籍大阪府交野市星田山手3丁目9番、最後の住所東京都八王子市南町1番12-601号、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日令和6年11月26日、出生の場所大阪府大阪市此花区、出生年月日昭和28年1月11日、職業不明
被相続人 亡 反保 一士
事務所東京都日野市多摩平1丁目11番地の4
かたくり法律事務所
相続財産清算人 弁護士 古田 理史
催告期間満了日 令和8年7月10日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90930号

東京都町田市野津田町3441番地4
申立人 田中 節子
本籍東京都狛江市中和泉1丁目1708番地、最後の住所東京都狛江市西野川4丁目8番8号
こまえ正吉苑二番館、死亡の場所東京都調布市、死亡年月日令和7年7月2日、出生の場所東京府東京市四谷区、出生年月日昭和8年10月15日、職業無職
被相続人 亡 土方 光子
事務所東京都八王子市明神町4丁目5番3号
橋捷ビル2階 八王子中央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大久保康裕
催告期間満了日 令和8年7月10日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第464号

鹿児島市鴨池新町10番1号
申立人 鹿児島県
本籍福島県東白川郡棚倉町大字上手沢字下川原46番地、最後の住所大阪府東大阪市高井田15番24号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日令和3年5月1日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和18年10月6日、職業不明
被相続人 亡 鈴木 敏之
鹿児島市山下町12番5号藤崎ビル203号 司法書士うちだ合同事務所
相続財産清算人 司法書士 内田 雅之
催告期間満了日 令和8年7月10日
鹿児島家庭裁判所

令和7年(家)第3295号

川崎市中原区今井上町6番7-603号 武藏小杉ニューライフ
申立人 安藤 晴一
本籍神奈川県平塚市立野町420番地、最後の住所神奈川県平塚市立野町1番7号、死亡の場所神奈川県平塚市、死亡年月日令和7年7月12日、出生の場所神奈川県平塚市、出生年月日昭和35年9月18日、職業無職
被相続人 亡 府川 裕子
事務所神奈川県平塚市紅谷町2番14号 一剣浜大門ビル3階 平塚総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 角田 健典
催告期間満了日 令和8年7月13日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第2767号

富山県射水市新開発410番地1
申立人 射水市
本籍富山県魚津市仏田2900番地11、最後の住所富山県射水市一条73番地、死亡の場所富山县富山市、死亡年月日令和6年10月30日、出生の場所富山県富山市、出生年月日平成7年6月29日、職業会社員
被相続人 亡 宮崎 重俊
事務所富山県射水市中野625-1 弁護士法人山本・越後法律事務所射水事務所
相続財産清算人 弁護士 越後 雅俊
催告期間満了日 令和8年7月13日
富山家庭裁判所高岡支部

令和7年(家)第4309号

大阪府箕面市新稿7丁目5番4号
申立人 渡邊 清美
本籍大阪府大阪市中央区東心斎橋1丁目24番地、最後の住所大阪府柏原市旭ヶ丘1丁目6番2号、死亡の場所奈良県香芝市、死亡年月日令和7年8月11日、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和22年11月1日、職業会社役員
被相続人 亡 中島 昌子
事務所大阪市中央区難波3丁目7番12号G P・GATEビル7階
相続財産清算人 弁護士 塩路 陽香
催告期間満了日 令和8年7月13日
大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第9154号

福岡市博多区東比恵4丁目9番12号
申立人 株式会社九州マツダ
本籍北九州市八幡東区大字前田1124番地1、最後の住所北九州市八幡西区光明2丁目13番24-705号、死亡の場所北九州市八幡西区、死亡年月日令和6年8月2日、出生の場所福岡県八幡市、出生年月日昭和19年1月1日、職業無職
被相続人 亡 森 庄市
事務所北九州市小倉北区金田1丁目8番5号 北九州法曹ビル2階A室
相続財産清算人 弁護士 多加喜寛明
催告期間満了日 令和8年7月13日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年(家)第7652号

名古屋市中区丸の内3丁目5番10号
申立人 弁護士法人名城法律事務所
本籍名古屋市北区生駒町6丁目116番地、最後の住所名古屋市守山区鼓が丘1丁目115番地ユートピア第2つとも、死亡の場所愛知県尾張旭市、死亡年月日令和6年5月2日、出生の場所名古屋市熱田区、出生年月日昭和17年1月15日、職業無職
被相続人 亡 荒木 勝子
事務所名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー40階 and LEGAL弁護士法人名古屋駅オフィス
相続財産清算人 弁護士 森 正晴
催告期間満了日 令和8年7月14日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7766号

名古屋市北区樋町2丁目12番地
申立人 松原 勝久
本籍名古屋市北区樋町2丁目12番地、最後の住所名古屋市北区樋町2丁目12番地、死亡の場所名古屋市北区、死亡年月日令和6年5月26日、出生の場所名古屋市東区、出生年月日昭和16年1月8日、職業無職
被相続人 亡 松原美保子
事務所名古屋市中区丸の内3丁目17番6号 ナカトウ丸の内ビル8G 成田・長谷川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 塩澤 将宏
催告期間満了日 令和8年7月13日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7786号

東京都武蔵野市吉祥寺東町2丁目6番6号
ハーネカンダ401号
申立人 神田佐智子
本籍名古屋市守山区川村町251番地、最後の住所名古屋市守山区川村町251番地、死亡の場所名古屋市千種区、死亡年月日令和7年8月1日、出生の場所名古屋市中区、出生年月日昭和42年2月5日、職業不明
被相続人 亡 間嶋 亮博
事務所名古屋市中区丸の内1丁目4番12号 アレックスビル7階 弁護士法人御園総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 近藤 圭悟
催告期間満了日 令和8年7月13日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第17046号

沖縄県那覇市長田1-21-12 2F
申立人 野村 安彦
本籍沖縄県南城市佐敷字小谷52番地、最後の住所沖縄県南城市佐敷字小谷39番地、死亡の場所沖縄県島尻郡南風原町、死亡年月日令和7年5月20日、出生の場所沖縄県島尻郡佐敷町、出生年月日昭和17年7月7日、職業無職
被相続人 亡 城間紀美子
沖縄県中頭郡北谷町北前1-10-9 ウインズヒルハンビータウン201
相続財産清算人 伊藤 修太
催告期間満了日 令和8年7月14日
那覇家庭裁判所

令和7年(家)第854号

札幌市東区北43条東10丁目3番30号
申立人 吉野 雅之
本籍北海道北見市寿町6丁目3番地6、最後の住所北海道北見市大正60番地43、死亡の場所北海道北見市、死亡年月日令和7年2月2日、出生の場所北海道河東郡上士幌村、出生年月日昭和13年10月28日、職業会社役員
被相続人 亡 吉野 明
北海道北見市とん田東町623番地1 浦澤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 浦澤 佳弘
催告期間満了日 令和8年7月15日
釧路家庭裁判所北見支部

令和7年（家）第436号

三重県四日市市伊倉3丁目6番25号

申立人 岡本 仁志

本籍三重県四日市市西町2394番地、最後の住所三重県四日市市白須賀1丁目12番8号特別養護老人ホームかすみの里、死亡の場所三重県四日市市、死亡年月日令和7年8月7日、出生の場所三重県四日市市、出生年月日昭和10年1月28日、職業無職

被相続人 亡 樋口 玲子

事務所三重県四日市市伊倉3丁目6番24号センチュリーハイツ21 A-2号室

相続財産清算人 司法書士 岡本 仁志

催告期間満了日 令和8年7月16日

津家庭裁判所四日市支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第41036号

横浜市中区太田町2-23横浜メディア・ビジネスセンター6階

申立人 弁護士 鈴木 洋平

本籍神奈川県横浜市中区簗沢13番地、最後の住所横浜市中区簗沢13番地207、死亡の場所神奈川県横浜市中区、死亡年月日平成27年2月8日、出生の場所青森県上北郡野辺地町、出生年月日昭和28年4月22日、職業弁護士
被相続人 亡 高田 涼聖

催告期間満了日 令和8年8月13日

横浜家庭裁判所

令和7年（家）第4027号

事務所岩手県宮古市宮町1丁目3番5号 陸中ビル2階 三陸うみねこ法律事務所

申立人 吉水 和也

本籍秋田県秋田市寺内字幕洗川140番地11、最後の住所岩手県宮古市赤前第11地割2番地2、死亡の場所岩手県宮古市、死亡年月日平成24年2月1日頃から9日頃までの間、出生の場所岩手県宮古市、出生年月日昭和21年6月4日、職業不明

被相続人 亡 加賀谷良昭

催告期間満了日 令和8年7月31日

盛岡家庭裁判所宮古支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年（ヘ）第1号

沖縄県うるま市宇田場1836番地の1

申立人 有限会社三和商事

代表者代表取締役 仲村 靖

申立人代理人弁護士 新見 研吾

権利を争う旨の申述の終期 令和8年4月9日

令和7年12月10日 名護簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 HL09027

金額 1,917,627円

支払期日 令和7年11月29日

支払地 沖縄県国頭郡金武町

支払場所 株式会社琉球銀行金武支店

振出日 令和7年10月1日

振出地 沖縄県名護市

振出人 有限会社許田組 取締役 許田 健一
受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年（ヘ）第2号

東京都中央区日本橋室町2丁目3番1号

申立人 株式会社フソウ

代表者代表取締役 角 尚宣

権利を争う旨の申述の終期 令和8年4月3日

令和7年12月10日 西都簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 AA A7350

金額 1,994,000円

支払期日 令和7年12月5日

支払地 宮崎県児湯郡都農町

支払場所 株式会社宮崎銀行都農支店

振出日 令和7年9月19日

振出地 宮崎県児湯郡都農町

振出人 株式会社古賀 代表取締役 古賀 隆
三

受取人 株式会社コウサ

裏書人 株式会社コウサ 代表取締役 是則
貞幸

被裏書人 白地

最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出でください。

令和7年（家）第7720号

岡山市北区門前629番地

申立人 黒崎 春夫

本籍岡山県岡山市北区下高田1825番地、最後の住所不明

不在者 黒崎 利雄

明治43年4月24日生

届出期間満了日 令和8年4月6日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第7721号

岡山市北区門前629番地

申立人 黒崎 春夫

本籍岡山県岡山市北区下高田1825番地、最後の住所不明

不在者 黒崎 逸

大正9年2月9日生

届出期間満了日 令和8年4月6日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第7722号

岡山市北区門前629番地

申立人 黒崎 春夫

本籍岡山県岡山市北区下高田1825番地、最後の住所不明

不在者 黒崎 美里

大正10年8月25日生

届出期間満了日 令和8年4月6日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第7723号

岡山市北区門前629番地

申立人 黒崎 春夫

本籍岡山県岡山市北区下高田1825番地、最後の住所不明

不在者 黒崎アヤ子

大正12年4月30日生

届出期間満了日 令和8年4月6日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第7724号

岡山市北区門前629番地

申立人 黒崎 春夫

本籍岡山県岡山市北区下高田1825番地、最後の住所不明

不在者 黒崎 豪

大正14年7月30日生

届出期間満了日 令和8年4月6日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第961号

東京都中央区明石町11-15ミキジ明石町ビル
4階東京桜橋法律事務所

申立人 倉持 雅弘

本籍埼玉県熊谷市熊谷190番地、最後の住所
埼玉県大宮市宮前町608番地

不在者 田原 浩紹

昭和13年6月20日生

届出期間満了日 令和8年4月17日

さいたま家庭裁判所

令和7年（家）第974号

千葉県松戸市小金141番地

申立人 関崎 明男

本籍千葉県松戸市小金141番地、最後の住所
埼玉県志木市中宗岡4丁目7番20号

不在者 関崎 信也

昭和10年8月29日生

届出期間満了日 令和8年4月17日

さいたま家庭裁判所

令和7年（家）第400号

千葉県市川市八幡3丁目1番18号シャトー増田No.3 3階

申立人 本田 真郷

本籍東京都墨田区吾妻橋1丁目31番地3、最後の住所千葉県市川市稻荷木1丁目16番21号

不在者 本郷 弘之

昭和32年5月14日生

届出期間満了日 令和8年4月15日

千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年（家）第416号

川崎市宮前区宮崎1丁目6番地12ライオンズ
マンション208

申立人 田邊 孝志

本籍神奈川県横浜市青葉区青葉台1丁目11番
地1、最後の住所川崎市宮前区宮崎1丁目3
番地5宮崎台ビレジ3-319

不在者 鈴木 孝夫

昭和19年2月14日生

届出期間満了日 令和8年4月10日

横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年(家)第3978号
大阪市西区鞠本町1丁目19番23-1203
申立人 植本 武
本籍大阪府大阪市生野区鶴橋北之町1丁目141番地、最後の住所大阪市旭区大宮西之町2丁目28番地 植本方
不在者 植口 清
大正15年3月1日生
届出期間満了日 令和8年4月3日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第597号
大阪府岸和田市春木旭町36番51-210号
申立人 藤井 薫
本籍大阪府堺市中区新家町616番地1、最後の住所大阪府堺市中区新家町616番地1
不在者 藤井 正昭
昭和31年10月29日生
届出期間満了日 令和8年4月3日
大阪家庭裁判所堺支部

失 踪 宣 告

令和7年(家)第1208号
本籍北海道江別市上江別南町7番地27、最後の住所北海道江別市上江別南町7番地の27
不在者 武田 聰人
昭和38年3月5日生
令和7年11月22日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第100号
本籍栃木県矢板市大槻1498番地、最後の住所栃木県矢板市中515番地2
不在者 一條 静子
昭和27年7月23日生
令和7年10月21日失踪宣告審判確定
宇都宮家庭裁判所大田原支部裁判所書記官

令和7年(家)第122号
本籍埼玉県春日部市薄谷116番地、最後の住所埼玉県春日部市薄谷116番地
不在者 石川 勇
昭和6年7月2日生
令和7年11月28日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所越谷支部裁判所書記官

令和7年(家)第5136号
本籍新潟県佐渡市姫津210番地、最後の住所新潟市中央区船場町1-2489早川ハイツB-202
不在者 間 奈穂香
昭和49年5月6日生
令和7年11月28日失踪宣告審判確定
新潟家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第1818号
本籍三重県南牟婁郡御浜町大字上野92番地1、93番地、最後の住所大阪市東住吉区長吉出戸237番地
不在者 大坪 正典
昭和32年7月22日生
令和7年12月2日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第10122号
本籍和歌山県和歌山市里147番地、最後の住所和歌山県和歌山市島51番地2県営住宅15棟341号
不在者 中井 實
昭和17年4月13日生
令和7年12月2日失踪宣告審判確定
和歌山家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第91号
本籍徳島県阿南市下大野町羽坂36番地、最後の住所徳島県阿南市下大野町羽坂75番地2
不在者 秦野 勉
昭和38年8月9日生
令和7年12月2日失踪宣告審判確定
徳島家庭裁判所阿南支部裁判所書記官

令和7年(家)第55号
本籍鹿児島県霧島市国分広瀬4丁目1179番地イ、最後の住所不明
不在者 堀切 廣志
昭和14年11月24日生
令和7年11月28日失踪宣告審判確定
鹿児島家庭裁判所加治木支部裁判所書記官

令和7年(家)第9号
本籍沖縄県宮古島市平良字下里2168番地、最後の住所沖縄県宮古島市平良字下里2168番地
不在者 大城 進
昭和34年6月15日生
令和7年12月2日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所平良支部裁判所書記官

令和7年(家)第34号
本籍鳥取県鳥取市青谷町青谷4057番地2、最後の住所鳥取県鳥取市青谷町青谷4057番地2
不在者 浦島 紀大
昭和46年4月21日生
令和7年12月3日失踪宣告審判確定
鳥取家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第26号
本籍高知県土佐清水市グリーンハイツ8番、最後の住所高知県土佐清水市グリーンハイツ8番5号
不在者 水谷 浩希
昭和53年5月6日生
令和7年12月3日失踪宣告審判確定
高知家庭裁判所中村支部裁判所書記官

令和7年(家)第111号
本籍沖縄県島尻郡南風原町字新川46番地、最後の住所沖縄県島尻郡南風原町字新川46番地
不在者 仲里 盛勇
昭和8年12月28日生
令和7年12月2日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和7年(ヘ)第2号
福島県郡山市堤下町1番10号 ナイスエスアリーナ荒池公園1001号
申立人 郡司 洋一
権利の届出の終期 令和7年11月25日
令和7年12月10日 郡山簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 田村郡小野町大字小野新町字門番99番1
宅地 186.45平方メートル

(2)登記年月日番号 福島地方法務局郡山支局明治33年12月24日受付第3965号

(3)登記した権利の内容
登記の目的 地上権設定
原因 明治33年10月1日
目的 建物所有
存続期間 明治33年10月1日より明治43年9月30日迄

地代 1ヶ年金6円
支払期 毎年4月20日12月20日
地上権者 田村郡小野新町大字小野新町字本町43番地
郡司 要

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第932号
千葉県柏市松ヶ崎116番地2
債務者 トーワロジスティクス株式会社
代表者代表取締役 森本 良紀

- 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤本麻里子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時30分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第9017号
東京都練馬区平和台4丁目10番4号
債務者 メディカルプランニング株式会社
代表者代表取締役 村松 潤

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤松 文
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第273号
長野県松本市大字神林1490番地4
債務者 有限会社トータルグラス
代表者取締役 奥山 俊彦

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮澤 幸平
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午前10時30分

長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第2847号

名古屋市緑区鳴海町字中汐田263番地
債務者 株式会社S O I L L
代表者代表取締役 太田 共英

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森澤 史郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後2時40分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第319号

愛知県稲沢市増田南町78番地
債務者 株式会社宮崎建設
代表者代表取締役 宮崎 豊

- 1 決定年月日時 令和7年12月10日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上松健太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前10時15分

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第82号

青森県十和田市大字法量字焼山64番地232
債務者 有限会社十和田湖グリーンハイツ
代表者取締役 加藤 雄三

- 1 決定年月日時 令和7年12月12日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 十枝内 亘
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午後1時30分

青森地方裁判所十和田支部

令和7年(フ)第417号

盛岡市みたけ4-17-36 ファイン21・102号、商業登記簿上の本店所在地岩手県宮古市新川町5番17号1階
債務者 株式会社U s S t y l e
代表者代表取締役 久保田功輝

- 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山崎 哲雄

- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午後2時30分

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第142号

宮城県石巻市広瀬字町北138番地2
債務者 株式会社サトウ電気
代表者代表取締役 佐藤 重雄

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 斎藤 智
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時40分

仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第820号

栃木県下野市磯部389番地1
債務者 株式会社のざわ屋
代表者代表取締役 野澤 英之

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白土 陽子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第145号

栃木県足利市葉鹿町672番地の18
債務者 株式会社 トライデント
代表者代表取締役 佐野 和久

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青田 裕
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午前11時30分

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第2871号

名古屋市港区小碓4丁目259番地
債務者 株式会社シノダ商会
代表者代表取締役 篠田 晃敏

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上野 千晴

- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午後2時10分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2987号

名古屋市北区柳原2丁目5番16号
債務者 マエカワ商事株式会社
代表者代表取締役 前川 健一

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木村 俊昭
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1622号

東京都武蔵野市中町1丁目19番20号アソルティ三鷹5F
債務者 村田 寛騎

- 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山崎 研
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午後1時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2014号

東京都日野市日野台4丁目10番地の6
債務者 有限会社バロンドール
代表者代表取締役 鈴木 一生

- 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上條 辰徳
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前10時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2279号

熊本市中央区出水1丁目1番25号サントビル3F-A1
債務者 株式会社ドリームワークス
代表者代表取締役 大澤 晋二

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福井 理絵

- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午前11時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第2413号

横浜市神奈川区金港町5番地14ケアドリフオリオ8階
債務者 株式会社Q J
代表者代表取締役 平尾 礼慈

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 和田 真美
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午後1時30分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第140号

宮崎県都城市上長飯町54番地4
債務者 ロイヤルカーサ株式会社
代表者取締役 橋口 二郎

- 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 大塚 幸治
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年1月16日まで
 - 5 一般調査期間 令和8年3月3日から令和8年3月9日まで
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期間の満了時までに異議を述べなければならない。

宮崎地方裁判所都城支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和7年(フ)第5672号

大阪府枚方市長尾家具町1丁目13番地の9(401)、前住所神戸市東灘区向洋町7丁目2番地の3-2番館209号
債務者 高野 航

- 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年2月24日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

<p>令和7年(フ)第5745号 大阪市旭区大宮5丁目12番21-1305号 債務者 杉原かおる 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月24日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第146号 島根県松江市西川津町2095番地11 債務者 大坪愛郁羅 1 決定年月日時 令和7年12月15日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月19日午後1時30分 松江地方裁判所民事部</p>	<p>令和6年(フ)第587号 栃木県宇都宮市西川田町898番地 ティンカーベル102、開始決定時の住所栃木県宇都宮市西川田町950番地1 破産者 斎藤 卓実 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係</p> <p>令和7年(フ)第1636号 大阪市中央区安土町1丁目7番13号 破産者 株式会社F u j i トラスト 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p>	<p>令和5年(フ)第632号 広島市安佐南区伴東2丁目2番20号 破産者 有限会社創姫 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>広島地方裁判所民事第4部</p> <p>破産手続終結及び免責許可決定</p> <p>令和7年(フ)第61号 相模原市中央区淵野辺2丁目6番1-204号 破産者 高橋 純一 1 決定年月日 令和7年12月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>令和7年(フ)第903号 福岡市東区和白6丁目2番34-102号 イルミエール和白、前住所福岡市東区名島5丁目66番8-209号 パーク・サンリヤン名島 破産者 ジョーカーズこと 城 主税 1 決定年月日 令和7年12月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p>福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年(フ)第82号 新潟市西蒲区石瀬2953番地 破産者 渡邊 誠志 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p>新潟地方裁判所民事部</p>
<p>令和7年(フ)第156号 島根県松江市上乃木1丁目20番13号 淑徳ハイツ右側 債務者 林 政隆 1 決定年月日時 令和7年12月15日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月19日午前11時30分 松江地方裁判所民事部</p> <p>破産手続終結</p> <p>令和6年(フ)第586号 栃木県宇都宮市西川田町950番地1 破産者 株式会社匠工業 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p>	<p>令和7年(フ)第304号 広島市中区八丁堀14番4号12F 破産者 株式会社F R ネット(旧商号 株式会社ディシム、株式会社フォックス・リレーション) 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>広島地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第71号 青森県北津軽郡板柳町大字板柳字土井118番地4 破産者 有限会社川口あんばん 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p>	<p>令和6年(フ)第141号 福岡市博多区那珂3丁目21番27-202号 サーバス竹下東 破産者 小林 公憲 1 決定年月日 令和7年12月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p>令和7年(フ)第307号 神奈川県相模原市南区当麻747番地5 破産者 照屋 弘 1 決定年月日 令和7年12月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>令和7年(フ)第1406号 堺市堺区出島町5丁4番22号 破産者 木下 昌彦 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p>大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和6年(フ)第150号 和歌山市納定76番地12、前住所大阪府岸和田市藤井町1丁目22番63号 破産者 城南コペツ富木教室こと 熊澤 正行 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p>和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p>
<p>令和7年(フ)第586号 栃木県宇都宮市西川田町950番地1 破産者 株式会社匠工業 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係</p>	<p>令和6年(フ)第587号 栃木県宇都宮市西川田町898番地 ティンカーベル102、開始決定時の住所栃木県宇都宮市西川田町950番地1 破産者 斎藤 卓実 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>宇都宮地方裁判所第1民事部</p>	<p>令和5年(フ)第632号 広島市安佐南区伴東2丁目2番20号 破産者 有限会社創姫 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>広島地方裁判所民事第4部</p> <p>破産手続終結及び免責許可決定</p> <p>令和7年(フ)第61号 相模原市中央区淵野辺2丁目6番1-204号 破産者 高橋 純一 1 決定年月日 令和7年12月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>令和7年(フ)第903号 福岡市東区和白6丁目2番34-102号 イルミエール和白、前住所福岡市東区名島5丁目66番8-209号 パーク・サンリヤン名島 破産者 ジョーカーズこと 城 主税 1 決定年月日 令和7年12月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p>福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年(フ)第82号 新潟市西蒲区石瀬2953番地 破産者 渡邊 誠志 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p>新潟地方裁判所民事部</p>

令和7年(フ)第22号

和歌山県橋本市紀見ヶ丘3丁目23番3号、前住所和歌山県橋本市隅田町河瀬835番地の15
破産者 北市 貴久

- 1 決定年月日 令和7年12月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第22号

広島県三次市十日市西5丁目1番23号
破産者 山崎ひとみ

- 1 決定年月日 令和7年12月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和7年(フ)第464号

東京都福生市本町22番地 サンライズビル
302号室、申立時の住所金沢市金石海禅寺町
3番14号（前々住所）福岡市南区高宮2丁目
15番6号

破産者 長屋 歩

- 1 決定年月日 令和7年12月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第637号

福岡市中央区春吉1丁目12番36号 ハイツ春
吉19号

破産者 西畑 光雄

- 1 決定年月日 令和7年12月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第260号

大分市大字皆春830番地の1 W i n d s K
e a—L a n i B201

- 破産者 山本 誠一
- 1 決定年月日 令和7年12月12日
 - 2 主文 本件破産手続を終結する。
 - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 - 4 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第41号

青森県北津軽郡板柳町大字三千石字木賊67番
地3 広栄団地A1棟2-2、開始決定時の
住所青森県北津軽郡板柳町大字高増字前田85
番地7

破産者 小野 清巳

- 1 決定年月日 令和7年12月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**破産債権の届出期間及び一般
調査期日****令和7年(フ)第813号**

広島市安佐南区上安2-24-29-3、住民票
上の住所広島市西区大宮1丁目25番2号

破産者 岡本真由子

- 1 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月10日午前11時30
分

令和7年12月12日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第249号

福岡市南区高宮1丁目13番25-302号エレガ
ンス秋山、破産手続開始決定時の住所福岡市
城南区友丘5丁目14番5-301号バティオ友
丘A棟

破産者 濱田 直之

- 1 破産債権の届出期間 令和8年1月14日まで
- 2 一般調査期日 令和8年2月4日午前11時
令和7年12月9日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1693号

福岡市城南区堤団地5番501号

破産者 藤木 好行

- 1 破産債権の届出期間 令和8年1月15日まで
- 2 一般調査期日 令和8年1月30日午後2時
令和7年12月8日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1726号

福岡市西区愛宕2丁目6番63号

破産者 株式会社R I J

- 1 破産債権の届出期間 令和8年1月20日まで
- 2 一般調査期日 令和8年2月24日午前11時
令和7年12月11日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1837号

福岡市中央区平和3丁目8番2-303号 工
スボワール平和

破産者 山田 裕介

- 1 破産債権の届出期間 令和8年1月20日まで
- 2 一般調査期日 令和8年2月17日午後2時
令和7年12月12日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第198号

和歌山県海南市船尾378番地7

破産者 田村 美加

- 1 破産債権の届出期間 令和8年1月21日まで
- 2 一般調査期日 令和8年2月26日午前10時15
分

令和7年12月12日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第120号

新潟県新発田市西宮内114番地

破産者 田中 俊一

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月11日午前10時10
分

令和7年12月15日

新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第146号

新潟県長岡市上条町748番地1、前住所新潟
県長岡市水道町5丁目2番8号 イースト
ヴィラ202号室

破産者 伊部 拓也

1 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで

- 2 一般調査期日 令和8年3月17日午前11時10
分

令和7年12月15日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和6年(フ)第223号

和歌山市弘西1037番地

破産者 株式会社吉兆

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月19日午前10時25
分

令和7年12月12日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第15号

広島県三原市中之町9丁目14番10号フレグラ
ンス田中B-201号、前住所広島県三原市中
之町7丁目14番22号

破産者 佐竹 修

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月13日午前10時
令和7年12月12日 広島地方裁判所尾道支部

債権者集会招集**令和6年(フ)第3321号**

長野県小諸市大字市1018番地35 ことぶきの
家 美里、開始決定時兵庫県宝塚市川面5丁
目10番61-105号

破産者 畑田 法子

- 1 期日 令和8年3月9日午後1時40分
- 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に
関する意見聴取、破産管財人の任務終了による
計算の報告

令和7年12月10日

大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終
了による計算の報告書の提出があった。破産法89
条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以
下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年(フ)第363号

宮崎市大字赤江409番地 市営住宅166棟4
号、前住所宮崎市佐土原町下田島7912番地
破産者 新福 俊恵

- 異議申述期間 令和8年1月26日まで
- 令和7年12月15日 宮崎地方裁判所破産係

特別清算開始**令和7年(ヒ)第2号**

群馬県太田市矢場町2707番地
清算株式会社 株式会社Y商事
代表清算人 柳田 芳典

- 1 決定年月日 令和7年12月10日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(ヒ)第19号

徳島県吉野川市山川町川田198番地
清算株式会社 株式会社吉田商店
代表清算人 吉田 恵子

- 1 決定年月日 令和7年12月10日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

徳島地方裁判所民事部

令和7年(ヒ)第21号

徳島市南島田町3丁目68番地1
清算株式会社 株式会社MT商事
代表清算人 長篠 範

- 1 決定年月日 令和7年12月10日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

徳島地方裁判所民事部

特別清算終結**令和7年(ヒ)第501号**

福島県郡山市安積1丁目120番地
清算株式会社 佐石株式会社

- 1 決定年月日 令和7年12月10日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

福島地方裁判所郡山支部

令和7年(ヒ)第1004号

愛知県長久手市市が洞1丁目204番地
清算株式会社 株式会社ホーネスト

- 1 決定年月日 令和7年12月10日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

名古屋地方裁判所民事第2部

更生手続における包括的禁止命令**令和7年(ミ)第5号**

東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目39番8号
開始前会社 マツオインターナショナル株式会社

主文 開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、次の行為をしてはならない

- 1 開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行
- 2 上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
- 3 国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）

令和7年12月11日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(ミ)第6号

大阪市西区阿波座1丁目4番14号
開始前会社 松尾産業株式会社

主文 開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、次の行為をしてはならない

- 1 開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行
- 2 上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
- 3 国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）

令和7年12月11日

大阪地方裁判所第6民事部

更生手続における保全管理命令**令和7年(ミ)第5号**

東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目39番8号
開始前会社 マツオインターナショナル株式会社

1 主文 更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。

- 2 保全管理人 大阪市中央区北浜1丁目8番16号大阪証券取引所ビル 北浜法律事務所・外国法共同事業 弁護士 中森 巨

令和7年12月11日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(ミ)第6号

大阪市西区阿波座1丁目4番14号
開始前会社 松尾産業株式会社

1 主文 更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。

- 2 保全管理人 大阪市中央区北浜1丁目8番16号大阪証券取引所ビル 北浜法律事務所・外国法共同事業 弁護士 中森 巨

令和7年12月11日

大阪地方裁判所第6民事部

再生手続開始**令和7年(再)第1号**

熊本県荒尾市平山1126番地5
再生債務者 伊牟田浩揮

- 1 決定年月日時 令和7年12月9日午前11時
- 2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
- 3 再生債務の届出期間 令和8年1月6日まで
- 4 再生債務の一般調査期間 令和8年2月10日から令和8年2月24日まで

熊本地方裁判所玉名支部

小規模個人再生による再生手続開始**令和7年(再イ)第125号**

仙台市青葉区水の森3丁目1番31号
再生債務者 高橋 健太

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債務の届出期間 令和8年1月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月22日から令和8年2月5日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第82号

栃木県宇都宮市下荒針町3348番地6
再生債務者 高木 英昌

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債務の届出期間 令和8年1月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月22日から令和8年1月30日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第87号

栃木県宇都宮市冰室町1054番地8
再生債務者 今村 梨菜

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債務の届出期間 令和8年1月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月22日から令和8年1月30日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第122号

横浜市鶴見区北寺尾6丁目18番40-2号
再生債務者 保田 清普

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債務の届出期間 令和8年1月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月22日から令和8年1月29日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第150号

横浜市保土ケ谷区月見台25番10-203号
再生債務者 神野 朋子

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債務の届出期間 令和8年1月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月22日から令和8年1月29日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第22号

長野県大町市常盤3520番地123
再生債務者 牛越 秀仁

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債務の届出期間 令和8年1月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月22日から令和8年1月29日まで

長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ)第9号

岐阜県揖斐郡大野町大字相羽669番地6
再生債務者 小林 敏信

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債務の届出期間 令和8年1月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月15日から令和8年1月22日まで

岐阜地方裁判所大垣支部

令和7年(再イ)第291号

愛知県日進市藤島町五反田50番地5
再生債務者 石田 聰

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月15日から令和8年1月22日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第112号

愛知県豊田市畠部東町寺東15番地5
再生債務者 玉腰 竜昇

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月15日から令和8年1月22日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第110号

兵庫県相生市古池本町6番7号(従前の住所)

兵庫県相生市向陽台19番2号

再生債務者 永富 智代

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月22日から令和8年2月12日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第116号

兵庫県赤穂市中広1705番地37

再生債務者 西岡 昌彦

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月22日から令和8年2月12日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第122号

兵庫県姫路市菅生台125番地

再生債務者 木村 哲

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年1月8日まで

- 4 一般異議申述期間 令和8年1月22日から令和8年2月12日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第25号

島根県安来市飯島町511番地3

再生債務者 田中 晓

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月15日から令和8年1月29日まで

松江地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第128号

広島市安佐南区伴東7丁目63番1-207号

再生債務者 開原 稔太

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月15日から令和8年1月29日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第53号

福岡県久留米市津福今町668番地19

再生債務者 古賀美奈子

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月23日まで

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年(再イ)第117号

北九州市八幡西区野面2丁目10番1号(105号)

再生債務者 松下 隆史

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月15日から令和8年1月22日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第41号

佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4307番地74
再生債務者 今井真一郎

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月22日から令和8年2月5日まで

福島地方裁判所

令和7年(再イ)第66号

群馬県吾妻郡草津町大字草津469番地2 スパックス草津532号(住民票上の住所) 山形県鶴岡市大西町2番39-2号

再生債務者 牧 敏仁

- 1 決定年月日時 令和7年12月12日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から令和8年2月13日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第472号

東京都江戸川区南葛西5-17-5-216
再生債務者 山崎 亨尚

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から令和8年2月13日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第533号

東京都足立区梅田6-31-15-310
再生債務者 遠藤 太一

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から令和8年2月2日まで

札幌地方裁判所滝川支部再生係

令和7年(再イ)第19号

青森県八戸市大字新井田字坂7-5

再生債務者 佐藤ヤエ子

- 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から令和8年2月30日まで

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

令和7年(再イ)第22号

福島市瀬上町字西中川原7番地の5 レオパレスデュボワ201号室
再生債務者 後藤 栄典

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第538号

東京都板橋区成増4-34-14-201
再生債務者 岡田 直寛

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から令和8年2月13日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第179号 神奈川県大和市中央林間2丁目19番7号 メゾン中央林間1-301号 再生債務者 佐藤 敦彦 1 決定年月日時 令和7年12月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から令和8年1月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年（再イ）第24号 富山県砺波市鷹栖16番地2 再生債務者 穴田 啓太 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月27日まで 富山地方裁判所高岡支部	1 決定年月日時 令和7年12月11日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月26日まで 青森地方裁判所民事部再生係
令和7年（再イ）第180号 横浜市神奈川区西大口4番地7 大口K S マンション501号 再生債務者 新谷 美樹 1 決定年月日時 令和7年12月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から令和8年1月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年（再イ）第28号 静岡県裾野市富沢133番地の6 再生債務者 幸田未沙子 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月30日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月11日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月30日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（再イ）第47号 和歌山市島崎町3丁目30番地 ベアーレディモーラ106号（住民票上の住所）大阪府堺市南区鴨谷台1丁13番6号 再生債務者 田中 厚司 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月19日まで 津地方裁判所四日市支部
令和7年（再イ）第256号 横浜市戸塚区上矢部町636番地 グレースホームA-102号 再生債務者 小笠原 靖 1 決定年月日時 令和7年12月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から令和8年1月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年（再イ）第106号 愛知県豊田市花沢町岩波美2番地61 再生債務者 中川 皓平 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月15日から令和8年1月22日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部	1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年2月2日まで 広島地方裁判所呉支部	令和7年（再イ）第20号 広島県吳市吉浦本町3丁目11番32号 再生債務者 木村 拓也 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月8日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月22日から令和8年2月5日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年（再イ）第19号 新潟県胎内市高畑2415番地14 川崎実好方 再生債務者 川崎 智晃 1 決定年月日時 令和7年12月12日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から令和8年1月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年（再イ）第268号 大阪市阿倍野区天王寺町南2丁目12番18号 ユーハイツ河堀口103号 再生債務者 b u d d y c o と 大月 拓夢 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月29日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月16日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から令和8年2月6日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和7年（再イ）第80号 大阪府岸和田市岡山町560番地の3 再生債務者 西川 賢 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月8日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月22日から令和8年2月5日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年（再イ）第45号 新潟県胎内市高畑2415番地14 川崎実好方 再生債務者 川崎 智晃 1 決定年月日時 令和7年12月12日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から令和8年2月13日まで 新潟地方裁判所新発田支部	令和7年（再イ）第475号 大阪府東大阪市衣摺3丁目15番8号 再生債務者 織田 冬弥	1 決定年月日時 令和7年12月15日午後1時10分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年（再イ）第45号 青森県むつ市昭和町5番23号 再生債務者 柳谷 雄洋 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後1時10分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月8日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月15日から令和8年1月29日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第96号

仙台市宮城野区岩切字羽黒前24番地の3
再生債務者 後藤 大介

- 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から令和8年2月6日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第178号

埼玉県川口市芝西2丁目13番14-103号 エンゼルハイム川口第八
再生債務者 斎藤 香織

- 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から令和8年1月30日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第200号

埼玉県鴻巣市北新宿1284番地2
再生債務者 山崎 大輔

- 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から令和8年1月30日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第78号

埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸958番地2
再生債務者 金子 恵訓

- 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から令和8年1月30日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年(再イ)第38号

滋賀県近江八幡市十王町1197番地39
再生債務者 中嶋 佑樹

- 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月30日まで

大津地方裁判所彦根支部

令和7年(再イ)第41号

滋賀県近江八幡市吉野町631番地10、(住民票上の住所)大阪府大阪市港区港晴2丁目7番1-523号
再生債務者 山根 昌洋

- 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月30日まで

大津地方裁判所彦根支部

令和7年(再イ)第12号

滋賀県米原市清滝132番地2、前住所滋賀県米原市下多良3丁目20番地1 ランド・マーカ・円蔵 101号
再生債務者 吉田 結哉

- 1 決定年月日時 令和7年12月12日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月30日まで

大津地方裁判所長浜支部個人再生係

令和7年(再イ)第122号

京都府長岡京市粟生田内26番地 シャーメゾン内 C106
再生債務者 木村 篤也

- 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月26日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第5号

島根県浜田市熱田町1292番地2
再生債務者 大屋 勝

- 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月23日まで

松江地方裁判所浜田支部

令和7年(再イ)第127号

広島市安芸区中野東6丁目2番7号
再生債務者 滝口設備こと 滝口 晃

- 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月30日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第56号

大分県臼杵市大字市浜596番地の2 ベルコート市浜101号
再生債務者 森崎 哲彦

- 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月30日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第19号

北海道苦小牧市ウトナイ北6丁目16番24号
再生債務者 須藤 駿

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月27日から令和8年2月3日まで

札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年(再イ)第11号

岩手県一関市滝沢字苦木61番地53
再生債務者 高橋 一仁

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後0時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月26日から令和8年2月9日まで

盛岡地方裁判所一関支部

令和7年(再イ)第45号

群馬県太田市新井町574番地23 E棟
再生債務者 田中 篤志

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年2月2日まで

津地方裁判所再生係

- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月26日から令和8年2月16日まで

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(再イ)第143号

東京都調布市国領町8丁目2番地9ライフタウン国領3-203
再生債務者 黒川 慧

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月26日から令和8年2月16日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第49号

新潟市南区白根古川63番地1
再生債務者 木村 辰徳

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月26日から令和8年2月16日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第92号

新潟市中央区医学町通2番町74番地1 トーカンマンション医学町703
再生債務者 星 リホ

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月26日から令和8年2月16日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第46号

三重県津市柳山津興3303番地
再生債務者 野田 雄也

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年2月2日まで

令和7年（再イ）第53号 大津市国分1丁目21番28号 再生債務者 梶原 弥奈 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月26日から令和8年2月2日まで 大津地方裁判所民事部再生係	1 決定年月日時 令和7年12月9日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月20日から令和8年1月27日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年12月9日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月14日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月21日から令和8年1月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部	3 再生債権の届出期間 令和8年1月16日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から令和8年1月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第11号 滋賀県長浜市西上坂町791番地 再生債務者 引山 熊 1 決定年月日時 令和7年12月15日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年2月2日まで 大津地方裁判所長浜支部個人再生係	福岡市東区原田1丁目8番18-405号 三愛シティライフ箱崎10 再生債務者 中村 法幸 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月20日から令和8年1月27日まで 福岡地方裁判所第4民事部	福岡市東区東中浜9丁目3番36-601号 岡崎 亮 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月16日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から令和8年2月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	福岡市城東区東中浜9丁目3番36-601号 岡崎 亮 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月16日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から令和8年1月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第32号 山口県下関市観音崎町14番1-801号 オーヴィジョン下関海峡テラス 再生債務者 下迫 和恵 1 決定年月日時 令和7年12月15日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月27日から令和8年2月3日まで 山口地方裁判所下関支部再生係	福岡市中央区荒戸3丁目6番9-407号 エヴァーグリーン 再生債務者 百木 風香 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年1月26日まで 福岡地方裁判所第4民事部	福岡市豊中市浜1丁目1番5-405号 佐野 卓哉 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月16日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から令和8年2月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	福岡市筑紫野市針摺中央2丁目13番17号 上野 智久 1 決定年月日時 令和7年12月9日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月20日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月27日から令和8年2月3日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第51号 愛媛県松山市富久町200番地6 再生債務者 相原 淳宏 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月20日から令和8年1月27日まで 松山地方裁判所民事部	福岡県福津市津屋崎7丁目25番39号 釣崎 佳祐 1 決定年月日時 令和7年12月10日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月14日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月21日から令和8年1月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部	福岡府羽曳野市はびきの4丁目20番4号 坂田 浩文 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月16日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から令和8年2月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	福岡県大和市下鶴間2290番地10 鮫島 友香 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月8日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月25日まで 令和7年12月11日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第295号 福岡県糟屋郡粕屋町甲仲原1丁目4番8号 ステラガーデンⅢ 101号 再生債務者 佐々木孝司	福岡県春日市若葉台西1丁目51番地2 ピナクル若葉台103号 再生債務者 坂口 健一	福岡市中央区春吉2丁目19番15-1101号 サヴォイール・パシフィーク 再生債務者 小柳 良太 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。	神奈川県海老名市杉久保北5丁目23番17-104号 千葉 聖也 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月1日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月25日まで 令和7年12月11日 横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和6年(再イ)第265号
横浜市都筑区荏田南5丁目18番24-102号
再生債務者 川添 広介
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月
26日まで
令和7年12月12日
横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年(再イ)第130号
横浜市都筑区牛久保西2丁目21番5-406号
再生債務者 谷本 祐巳
1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月
26日まで
令和7年12月12日
横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年(再イ)第131号
横浜市青葉区美しが丘1丁目10番地9 ピ
アースたまプラーザ505
再生債務者 西川 雄樹
1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月
26日まで
令和7年12月12日
横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年(再イ)第137号
横浜市旭区東希望が丘169番地19
再生債務者 寺内 渉
1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月
26日まで
令和7年12月12日
横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年(再イ)第81号
宮城県亘理郡亘理町字道田西66番地3 ジュ
ネスキ202
再生債務者 金澤 則幸
1 決議に付する再生計画案 令和7年11月5日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
5日まで
令和7年12月12日
仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第87号
宮城県富谷市富ヶ丘2丁目29番30号
再生債務者 浪川 実
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月5日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
5日まで
令和7年12月11日
仙台地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第54号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町2丁目87番地7
再生債務者 川崎 明彦
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月3日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
5日まで
令和7年12月10日 岐阜地方裁判所
令和7年(再イ)第178号
愛知県常滑市奥条6丁目22番地
再生債務者 松本 竜弥
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月3日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
5日まで
令和7年12月11日
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第227号
名古屋市天白区植田本町3丁目816番地 び
いⅡ植田 208号
再生債務者 阿部 拓夢
1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
5日まで
令和7年12月11日
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第241号
愛知県尾張旭市旭前町2丁目3番地2 里水
マンションA-507
再生債務者 大和 直司
1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
5日まで
令和7年12月11日
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第82号

愛知県刈谷市野田町西田48番地2 メゾンド
ヨサミ A棟308号
再生債務者 岩本 誠二
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月8日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
5日まで
令和7年12月12日
名古屋地方裁判所岡崎支部
令和7年(再イ)第72号
愛知県安城市里町1丁目11番地22
再生債務者 TONG HOANG NHAN
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月5日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
5日まで
令和7年12月12日
名古屋地方裁判所岡崎支部
令和7年(再イ)第60号
千葉県柏市北柏台10番地1 プチレジョンす
みれ203号
再生債務者 渡邊明日美
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月4日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
6日まで
令和7年12月9日
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(再イ)第84号
千葉県流山市西初石5丁目32番地の1 ラ
フィース・フォレ304
再生債務者 平 徹矢
1 決議に付する再生計画案 令和7年11月20日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
6日まで
令和7年12月9日
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(再イ)第82号
千葉県松戸市五香西2丁目65番地の40
再生債務者 富田 大輔
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
7日まで
令和7年12月5日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第349号
東京都品川区二葉1-14-4
再生債務者 笠鳥 高史
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月4日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
7日まで
令和7年12月11日
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第352号
東京都品川区東大井5-19-9-704
再生債務者 山口 哲志
1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
7日まで
令和7年12月11日
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第357号
東京都板橋区舟渡2-6-10-1004
再生債務者 小池 康介
1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
7日まで
令和7年12月11日
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第376号
埼玉県川口市東川口4-27-8
再生債務者 菊地 元
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月5日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
7日まで
令和7年12月11日
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第396号
東京都墨田区吾妻橋1-23-30-2511
再生債務者 高松 君良
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月9日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
7日まで
令和7年12月11日
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第29号 山梨県韮崎市富士見3丁目17番24号 Mai son de Luna C2 再生債務者 新井 哲也 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 7日まで 令和7年12月10日 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年（再イ）第56号 茨城県鉾田市安房1644番地2 ハウスシャトル8号 再生債務者 日下部源一 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 8日まで 令和7年12月11日 水戸地方裁判所	令和7年（再イ）第14号 福島県二本松市館野4丁目473番地2 再生債務者 渡邊 孝尋 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 9日まで 令和7年12月11日 福島地方裁判所	令和7年（再イ）第83号 京都市右京区西院春栄町19番地7 再生債務者 堀口 聖 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 13日まで 令和7年12月11日 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年（再イ）第34号 奈良市都祁白石町946番地 再生債務者 坂上 明彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 7日まで 令和7年12月10日 奈良地方裁判所	令和7年（再イ）第27号 大阪府吹田市桃山台2丁目6番B28-104号 (営業所の住所 大阪府豊中市上野東3-18-1-106 エッディタウン) 再生債務者 みついち堂薬局こと 西沢 洋子 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 8日まで 令和7年12月11日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第77号 千葉県松戸市常盤平3丁目3番地の8 再生債務者 星野 悅子 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 9日まで 令和7年12月8日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第84号 京都市伏見区醍醐東合場町5番地16 再生債務者 佐藤 明 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 13日まで 令和7年12月11日 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年（再イ）第45号 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割296 番地18 再生債務者 上平 正幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 8日まで 令和7年12月12日 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年（再イ）第323号 大阪市大正区泉尾3丁目2番17号 スリース ター泉尾 404号 再生債務者 越智 洋平 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 8日まで 令和7年12月11日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第36号 愛知県一宮市緑5丁目3番17号 再生債務者 宍戸 国生 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 9日まで 令和7年12月12日 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年（再イ）第46号 栃木県日光市小林2694番地 再生債務者 手塚 清子 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 14日まで 令和7年12月10日 宇都宮地方裁判所第1民事部
令和7年（再イ）第10号 福島県双葉郡富岡町中央3丁目172番地 再生債務者 品川 陽子 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 8日まで 令和7年12月11日 福島地方裁判所いわき支部	令和7年（再イ）第68号 大阪府和泉市上町101番地の6 再生債務者 安影 一輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 8日まで 令和7年12月11日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和7年（再イ）第12号 奈良県天理市別所町205番地1 アンソレイユ山の辺101 再生債務者 Baum283こと 尾崎 翼 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 9日まで 令和7年12月10日 奈良地方裁判所	令和7年（再イ）第58号 栃木県日光市豊田91番地8 再生債務者 藤岡 尚人 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 14日まで 令和7年12月10日 宇都宮地方裁判所第1民事部
令和7年（再イ）第19号 福島県いわき市平下平窪字屋越50番地の9 サカエマンション107 再生債務者 村上 弘行 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 8日まで 令和7年12月11日 福島地方裁判所いわき支部	令和7年（再イ）第7号 北海道砂川市東二条南7丁目1番17号 再生債務者 長堀 純一 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 9日まで 令和7年12月11日 札幌地方裁判所滝川支部再生係	令和7年（再イ）第22号 佐賀県伊万里市東山代町里177番地215 再生債務者 松田 秀幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 9日まで 令和7年12月12日 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係	令和7年（再イ）第33号 静岡県御殿場市二枚橋624番地の6 再生債務者 佐々木 健 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 14日まで 令和7年12月12日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年（再イ）第41号 愛知県一宮市東島町3丁目35番地4 再生債務者 木村 栄作 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 15日まで 令和7年12月11日 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年（再イ）第26号 茨城県古河市長谷町48番17号 再生債務者 ナガタ レイナルド タケオ ジュニオル 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月15日 水戸地方裁判所下妻支部	令和7年（再イ）第55号 川崎市麻生区下麻生1丁目26番8号 オリオ ンB 101 再生債務者 島田 益究 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月11日 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 7日まで 令和7年12月12日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年（再イ）第202号 大阪市旭区今市2丁目18番28号 再生債務者 重倉 健二 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 15日まで 令和7年12月11日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第36号 群馬県北群馬郡吉岡町大字南下1027番地2 再生債務者 田中 征幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月15日 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（再イ）第61号 川崎市多摩区堰3丁目17番3-103号 マイ キヤッスル久地 再生債務者 長島 俊介 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月12日 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年（再イ）第16号 沖縄県那覇市壺川1丁目17番16-805号 リ グ・シャトレ 再生債務者 倉本 輝樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 7日まで 令和7年12月10日 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年（再イ）第76号 大阪府南河内郡河南町大字一須賀458番地の 8 再生債務者 木村 高子 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 15日まで 令和7年12月11日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和6年（再イ）第178号 埼玉県朝霞市栄町5丁目3番3号 再生債務者 八木澤易之 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月12日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第43号 相模原市中央区南橋本1丁目8番12号 カイ ンドネス南橋本103 再生債務者 見城 学 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月11日 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年（再イ）第20号 福島市大森字城ノ内67番地の2 グランデージ 城ノ内A103号室 再生債務者 富田なひろ 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 9日まで 令和7年12月15日 福島地方裁判所
令和7年（再イ）第223号 札幌市豊平区中の島1条2丁目4番26-103 号 再生債務者 中島 大雅 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 16日まで 令和7年12月12日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第174号 さいたま市中央区本町東5丁目18番26-305 号 再生債務者 新井 貴司 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月12日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第83号 東京都八王子市川口町1510番地8 再生債務者 鈴木 雄介 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 6日まで 令和7年12月15日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年（再イ）第417号 大阪市城東区今福西6丁目2番1-327号 再生債務者 佐藤 貴子 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 9日まで 令和7年12月12日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第8号 岩手県大船渡市三陸町越喜来字仲崎浜102番 地14 再生債務者 坂本 成良 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月15日 盛岡地方裁判所一関支部	令和7年（再イ）第40号 川崎市多摩区三田3丁目9番地2 三田ハウ ス 202 再生債務者 石川 勝 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月11日 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年（再イ）第178号 千葉県浦安市猫実5丁目1番36-303号 G REENLAND・II 再生債務者 岩本 冬日	令和7年（再イ）第13号 北海道岩見沢市日の出南1丁目4番1-301 号 市営住宅日の出南団地1号棟 再生債務者 石垣 久夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 13日まで 令和7年12月15日 札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年（再イ）第33号 北海道旭川市豊岡4条5丁目11番9号　y.o uトピア豊岡壱番街　B棟 201 再生債務者 宮崎 晴輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 13日まで 令和7年12月15日 旭川地方裁判所民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 15日まで 令和7年12月15日 名古屋地方裁判所岡崎支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月15日 津地方裁判所四日市支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月15日 福岡地方裁判所大牟田支部
令和7年（再イ）第64号 栃木県日光市猪倉3392番地71 再生債務者 福山 勇人 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 13日まで 令和7年12月15日 宇都宮地方裁判所第1民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 15日まで 令和7年12月15日 津地方裁判所伊勢支部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月12日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月15日 福岡地方裁判所大牟田支部
令和7年（再イ）第2号 富山県黒部市荻生4130番地2 再生債務者 森 豊史 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 13日まで 令和7年12月15日 富山地方裁判所魚津支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 16日まで 令和7年12月12日 大津地方裁判所彦根支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月12日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 8日まで 令和7年12月15日 熊本地方裁判所八代支部
令和7年（再イ）第16号 岐阜県多治見市幸町4丁目28番地の5 再生債務者 菊池 広史 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 13日まで 令和7年12月15日 岐阜地方裁判所多治見支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 16日まで 令和7年12月12日 大阪地方裁判所第6民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月12日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 8日まで 令和7年12月15日 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年（再イ）第45号 愛知県江南市五明町根場29番地4 再生債務者 平川 優達 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 13日まで 令和7年12月15日 名古屋地方裁判所一宮支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 16日まで 令和7年12月12日 大阪地方裁判所第6民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月15日 福岡地方裁判所大牟田支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月5日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月13日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 13日まで 令和7年12月15日 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年（再イ）第74号 愛知県岡崎市矢作町字橋塚42番地1 レオパ レスベガ 209 再生債務者 辻塚 一崇	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 15日まで 令和7年12月15日 三重県四日市市塩浜町1番地7 クレモナ四 日市B-3 再生債務者 清水 美浩	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月15日 福岡地方裁判所大牟田支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月15日 福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年（再イ）第17号
広島県吳市音戸町波多見6丁目5番31号
再生債務者 石原 隆
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月13日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月13日
3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月13日まで
令和7年12月15日 広島地方裁判所吳支部

令和7年（再イ）第16号
山口県防府市開出21番11号
再生債務者 末岡 誠
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月8日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月13日
3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月13日まで
令和7年12月15日

山口地方裁判所民事部個人再生係

令和7年（再イ）第45号
愛媛県松山市勝山町1-78-1 スカイタワー勝山1001
再生債務者 玉置 志
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月3日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月13日
3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月13日まで
令和7年12月15日 松山地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第27号
高知市薊野北町4丁目6番29号
再生債務者 竹村 友希
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月11日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月13日
3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月13日まで
令和7年12月15日

高知地方裁判所民事部個人再生係

令和7年（再イ）第72号
福岡市城南区別府4丁目3番8-901号 エルスタンザ別府
再生債務者 岩本 由美

1 決議に付する再生計画案 令和7年10月31日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月13日

3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月13日まで
令和7年12月8日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第208号

福岡県筑紫野市大字永岡1037番地2
再生債務者 藤原 康宏

1 決議に付する再生計画案 令和7年10月30日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月13日

3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月13日まで
令和7年12月8日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第214号

福岡県筑紫野市大字俗明院158番地(614号)
再生債務者 佐藤 健

1 決議に付する再生計画案 令和7年10月29日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月13日

3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月13日まで
令和7年12月8日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第240号

福岡市博多区博多駅南3丁目17番10-802号
コアマンション博多駅南
再生債務者 並松 智子

1 決議に付する再生計画案 令和7年11月20日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月13日

3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月13日まで
令和7年12月8日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第246号

福岡市東区千早5丁目4番35-703号 レ
シエンテ・ヴィラ千早
再生債務者 坂元 陽子

1 決議に付する再生計画案 令和7年11月28日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月13日

3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月13日まで
令和7年12月11日

福岡地方裁判所第4民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和7年（再イ）第94号

福岡市東区和白丘2丁目23番23号
再生債務者 山本 淳次

1 主文 本件再生手続を廃止する。

2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
令和7年12月10日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第6号

千葉県長生郡長生村木郷5441番地23
再生債務者 井上 知美

1 主文 本件再生手続を廃止する。

2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
令和7年12月12日

千葉地方裁判所一宮支部再生係

令和6年（再イ）第168号

福岡市城南区荒江1丁目33番13-501号グラ
ンピア荒江Ⅱ
再生債務者 上田 啓祐

1 主文 本件再生手続を廃止する。

2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法192条1項に定める事由がある。
令和7年12月12日

福岡地方裁判所第4民事部

**給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取**

令和7年（再ロ）第3号

和歌山市有本120番地10
再生債務者 北山 陽次

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月
20日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事
再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和8年1月16日まで
令和7年12月12日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生
計画認可

令和7年(再口)第3号
新潟市中央区関屋恵町1番3号
再生債務者 渡邊 学

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年12月15日 新潟地方裁判所民事部
所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあつたので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(子)第5号
茨城県石岡市月岡844番地
申立人 中村 信之
(不動産登記記録上の本店所在地) さいたま市岩槻区釣上新田字道下318番地
所有者 大水産業株式会社
届出期間満了日 令和8年2月10日
令和7年12月10日 水戸地方裁判所土浦支部
(別紙) 物件目録

1 所在 石岡市加生野字狐久保
地番 564番4
地目 宅地
地積 1546.58平方メートル
2 (主である建物の表示)
所在 石岡市加生野字狐久保564番地4
家屋番号 564番4
種類 倉庫 事務所
構造 鉄骨造スレート葺2階建
床面積 1階 240.00平方メートル
2階 48.00平方メートル
(附属建物の表示)
符号 1
種類 工場
構造 鉄骨造スレート葺平家建
床面積 336.00平方メートル

令和7年(チ)第12号
 福岡県北九州市小倉北区城内1番1号
 申立人 北九州市長 武内 和久
 住所・居所 不明
 (亡都筑恵介の最後の住所・不動産登記記録上の住所) 北九州市小倉南区沼緑町五丁目14番5号
 所有者 亡都筑恵介相続財産
 届出期間満了日 令和8年2月20日
 令和7年12月10日 福岡地方裁判所小倉支部(別紙) 物件目録
 1 所在 北九州市小倉南区沼緑町五丁目
 地番 355番117
 地目 宅地
 地積 299.53平方メートル
 2 所在 北九州市小倉南区沼緑町五丁目355番地117
 家屋番号 355番117
 種類 居宅
 構造 木造セメント瓦葺平家建
 床面積 67.14平方メートル
所有者不明土地管理命令に関する異議の催告
 次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
令和7年(チ)第3号
 岩手県花巻市東和町石鳩岡8区426番地
 申立人 太田 収
 亡菊池孝吉の最後の住所 岩手県花巻市東和町石鳩岡八区215番地
 (亡菊池孝吉の不動産登記記録上の住所) 和賀郡東和町石鳩岡7区200番地
 所有者 亡菊池孝吉相続財産
 届出期間満了日 令和8年2月13日
 令和7年12月10日 盛岡地方裁判所花巻支部(別紙) 物件目録
 1 所在 花巻市東和町石鳩岡7区
 地番 166番
 地目 田
 地積 3193平方メートル

2 所在 花巻市東和町石鳩岡7区
 地番 212番1
 地目 田
 地積 1580平方メートル
 3 所在 花巻市東和町石鳩岡7区
 地番 220番
 地目 畑
 地積 2066平方メートル
 4 所在 花巻市東和町石鳩岡8区
 地番 1番
 地目 田
 地積 1184平方メートル
 5 所在 花巻市東和町石鳩岡8区
 地番 2番
 地目 田
 地積 886平方メートル
 6 所在 花巻市東和町石鳩岡8区
 地番 6番
 地目 畑
 地積 2529平方メートル
 7 所在 花巻市東和町石鳩岡8区
 地番 26番1
 地目 田
 地積 53平方メートル
 8 所在 花巻市東和町石鳩岡8区
 地番 166番
 地目 田
 地積 206平方メートル
 9 所在 花巻市東和町石鳩岡8区
 地番 176番
 地目 田
 地積 655平方メートル
 10 所在 花巻市東和町石鳩岡8区
 地番 213番
 地目 田
 地積 548平方メートル
 11 所在 花巻市東和町石鳩岡8区
 地番 214番
 地目 田
 地積 553平方メートル
 12 所在 花巻市東和町石鳩岡8区
 地番 325番
 地目 田
 地積 627平方メートル

13 所在 花巻市東和町石鳩岡8区
 地番 326番
 地目 田
 地積 847平方メートル
令和7年(チ)第8号
 岡山県総社市三須1293番地
 申立人 浅野ゆう子
 住所・居所 不明
 所有者 寺尾 鶴一
 届出期間満了日 令和8年2月6日
 令和7年12月9日 岡山地方裁判所倉敷支部(別紙) 物件目録
 1 所在 総社市福井字横大道
 地番 1032番
 地目 宅地
 地積 238.01平方メートル
令和7年(チ)第5号
 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
 申立人 熊本県知事 木村 敬
 住所・居所 不明
 (固定資産評価証明書上の住所) 坂瀬川浦
 所有者 宮寄 市六
 届出期間満了日 令和8年2月10日
 令和7年12月10日 熊本地方裁判所天草支部(別紙) 物件目録
 所在 熊本県天草郡苓北町坂瀬川字高根
 地番 2791番6
 地目 ため池
 地積 2.84平方メートル
会社その他の公告
合併公告
 左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 (甲) 掲載紙 官報
 掲載の日付 令和7年1月18日
 掲載頁 七十五頁(号外第一六二号)
 (乙) 掲載官報
 掲載の日付 令和7年1月18日
 掲載頁 七十四頁(号外第一六一号)
 令和7年1月13日
 東京都渋谷区神宮前六丁目16番1九号
 (甲) 渡辺電機製造株式会社
 代表取締役 原田 陽平
 東京都渋谷区神宮前六丁目三三三番1〇号
 (乙) ワットホールディングス株式会社
 代表取締役 渡辺 秀喜

合併公告
 左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。
 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。(甲・乙)
 (甲) 掲載紙 官報
 掲載の日付 令和7年1月18日
 掲載頁 五十三頁(号外第一五三号)
 令和7年1月13日
 名古屋市中区錦二丁目一五番1〇号
 (甲) 株式会社アスカラランニング名古屋
 代表取締役 士肥 良圭
 名古屋市中区錦二丁目一五番1〇号
 (乙) 株式会社デジタルアソシエイト
 代表取締役 士肥 良圭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。総社員の同意の取得は令和七年十二月十六日に終了しております。この組織変更後の商号は株式会社YMFKとします。

効力発生日は令和八年二月十七日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十二月十六日に終了しております。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十三日
兵庫県明石市中朝霧丘四番一八号

合同会社YMFK

代表社員 川崎 安功

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することに致しました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十三日
沖縄県名護市宮里一丁目二八番八号南西2F

やんばる工房合同会社

代表社員 大江 貴志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千五百万五千円減少し一億円とするにいたしました。

効力発生日は令和八年一月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十三日
仙台市青葉区荒巻字青葉六一六一四〇

代表取締役 濱松 典郎

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億二百四十九万二千五百円減少することにいたしました。ただし、募集株式の発行により令和八年一月三十一日までに資本金が増額した場合は、当該募集株式の発行により増加した資本金の額も同額分減少することにより、最終的な資本金の額を九千九百万円とするこ

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十三日
兵庫県芦屋市大原町一二番七号

有限会社TAWA
代表取締役 大森 直子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二一八、〇二二、三五〇円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月三十日であり、臨時株主総会の決議は令和七年十二月二十二日に終了しております。

この決定に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年十二月二十三日
東京都千代田区大手町一五一大手町

ファーストスクエアイーストタワー4F
株式会社Carjany
代表取締役 渡邊 裕太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十三日
https://www.asset-guardian.co.jp/company/koukoku.html

令和七年十二月二十三日
東京都中央区八丁堀一丁目一一番一二号

アセットガーディアン株式会社
代表取締役 高橋 恵太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百四十五万円減少し一千円とするにいたしました。

効力発生日は令和八年三月五日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十三日
藤井節郎記念医科学センター

株式会社セツロテック
代表取締役 竹澤慎一郎

準備金の額の減少公告

当社は、株式会社村田金箔（本店 東京都文京区大塚三丁目一七番五号）及び村田金箔株式会社（本店 当社に同じ）を子会社とする株式交換により資本準備金の額が増加することを停止条件として、当該株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

以上に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十三日
仙台市青葉区荒巻字青葉六一六一四〇

代表取締役 濱松 典郎

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億二百四十九万二千五百円減少することにいたしました。ただし、募集株式の発行により令和八年一月三十一日までに資本金が増額した場合は、当該募集株式の発行により増加した資本金の額も同額分減少することにより、最終的な資本金の額を九千九百万円とするこ

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十三日
佐賀県小城市三日月町久米一三六二番地五

株式会社ノナカ
代表取締役 野中 淳一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億円、利益準備金の額を一千七百九万四千三百四十六円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十二月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十三日
埼玉県春日部市赤沼八七〇番地一

株式会社篠崎屋
代表取締役 関根 雅之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四億八千五百万円、資本準備金の額を三億四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十三日
大阪市阿倍野区松崎町三丁目一四番二二号

株式会社グリーム
代表取締役 村田 志郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四億八千五百万円、資本準備金の額を三億四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十三日
長野県飯田市今宮町三丁目五番地

飯田木工株式会社
代表取締役 橋嶋 正枝

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年一月三十日とす

る株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

令和七年十二月二十三日
東京都千代田区大手町一丁目四番二号

丸紅ベンチャーズ株式会社
代表取締役 中川 善之

